

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 井上 明夫

1 日 時

令和3年3月22日（月） 午前10時01分から
午後 3時24分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

井上明夫、大友栄二、御手洗吉生、阿部英仁、藤田正道、河野成司、猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

木田昇

5 出席した委員外議員の氏名

阿部長夫、太田正美、吉村哲彦

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 廣瀬高博、生活環境部長 高橋基典、
病院局長 田代英哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと賛成多数をもって、第3号議案、第4号議案、第13号議案及び第22号議案から第28号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第1号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
- (3) 第20号議案及び第21号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (4) 陳情23について質疑を行った。
- (5) 第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について、大分県食品ロス削減推進計画の策定について及び新型コロナウイルス感染症についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	矢野順子
政策調査課政策法務班	主査	甲斐諒子

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和3年3月22日（月）10：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係

10：00～12：00

(1) 付託案件の審査

- 第 1号議案 令和3年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
- 第 24号議案 特定非営利活動促進法施行条例等の一部改正について
- 第 25号議案 大分県男女共同参画計画の策定について
- 第 26号議案 食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例等の一部改正等について（文教警察委員会へ合い議）

(2) 付託外案件の審査

- 陳 情 23 自衛隊の医療部隊増強を求める意見書の提出について

(3) 諸般の報告

- ①第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について
- ②大分県食品ロス削減推進計画の策定について
- ③第4次大分県消費者基本計画の策定について
- ④第2次大分県青少年健全育成基本計画の改訂について
- ⑤第3次大分県動物愛護管理推進計画の策定について
- ⑥第4期大分県食育推進計画の策定について
- ⑦第5次大分県廃棄物処理計画の策定について
- ⑧第3次大分県きれいな海岸づくり推進計画の策定について
- ⑨大分県石油コンビナート等防災計画の修正について
- ⑩第2次大分県犯罪被害者等支援推進指針の策定について
- ⑪第5回「山の日」記念全国大会の開催について
- ⑫日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練について

(4) その他

3 病院局関係

13：00～13：30

(1) 付託案件の審査

- 第 13号議案 令和3年度大分県病院事業会計予算
- 第 27号議案 大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 28号議案 権利の放棄について

(2) その他

4 福祉保健部関係

13:30～15:40

(1) 合議議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）

第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第 21号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 1号報告 令和2年度大分県一般会計補正予算（第8号）について

第 1号議案 令和3年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 3号議案 令和3年度大分県国民健康保険事業特別会計予算

第 4号議案 令和3年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第 22号議案 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

第 23号議案 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

(3) 請願処理結果の報告

請 願 10 新型コロナウイルス感染症に伴う鍼灸マッサージ施術所への支援を求めることについて

(4) 諸般の報告

①新型コロナウイルス感染症について

②第7次大分県医療計画について

③おおいた高齢者いきいきプラン（第8期）について

④大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画について

⑤大分県障がい福祉計画（第6期）及び大分県障がい児福祉計画（第2期）について

⑥大分県ギャンブル等依存症対策推進計画について

⑦国保運営方針の見直しについて

(5) その他

5 協議事項

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

井上委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

なお、本日は木田委員が欠席です。

また、本日は委員外議員として阿部長夫議員、太田正美議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員の皆さまに申し上げます。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めていくので、あらかじめ御了解願います。

本日は、審査の都合上、予算特別委員会分科会もあわせて行うので、御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案11件、報告1件、総務企画委員会から合議があった議案2件、陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査に入ります。

初めに、付託案件の審査を行います。

まず、第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

高橋生活環境部長 それでは、第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係について説明します。

本日の委員会では、先日の予算特別委員会の際に説明した事業以外の主な事業について、各課室長から順次簡潔に説明するので、よろしく願います。

河野生活環境企画課長 それでは、生活環境企画課の主な事業について御説明します。

令和3年度生活環境部予算概要の18ページをお願いします。

左上の事業名欄、上から1番目の市町村避難所運営等強化事業費220万2千円です。

この事業は、市町村における迅速かつ的確な避難者支援や住民と協働した避難所運営を図るため、運営体制を強化するものです。

昨年7月豪雨や台風第10号の際には、3

密回避のための多くの避難所の開設や、避難者が一斉に集まった場合の健康状態の確認に時間を要するなど、避難所運営におけるマンパワー不足が新たな課題となりました。

このため、今年度に引き続き、来年度も市町村や自主防災組織等を対象に、感染症対策に加え、女性の視点も踏まえた体験型の訓練を県内3市町村で開催するとともに、市町村と協力して、避難所を運営する自主防災組織や防災士を募り、そのリスト化を市町村ごとに進めていきます。

このような訓練や実際の運営を通じて発生した市町村の避難所運営に係る課題等について、市町村と議論・検証し、改善策につなげるため、避難所対策検討会議を開催します。

都甲うつくし作戦推進課長 うつくし作戦推進課の主な事業について御説明します。

予算概要の31ページをお願いします。

3R普及推進事業費1,817万6千円です。

この事業は、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを通じた循環型社会の構築を推進するため、喫緊の課題となっている食品ロス対策及びプラスチックごみ対策として、削減に向けた取組や啓発を行うものです。

食品ロスの削減では、家庭での冷蔵庫内の在庫管理による食品ロスの削減の取組や企業等でのフードドライブの実施の呼びかけ、啓発のためのリーフレットの作成などに取り組んでいきます。

プラスチックごみ対策では、プラスチック代替品の利用促進や再生利用・循環促進に取り組むとともに、写真展の開催などにより県民の意識啓発を図ります。

橋本自然保護推進室長 自然保護推進室の主な事業について御説明します。

予算概要の27ページをお願いします。

左上の事業名欄、上から1番目の祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業費1,561万8千円です。

この事業は、ユネスコエコパークの環境保全及び自然と共生した地域振興を図るため、宮崎県や関係市町と連携し情報発信や受入環境整備等を行うものです。

藤河内溪谷や祖母山神原トレッキングなど、エコパークに触れ気軽に楽しめるよう、自然散策路のコース案内マップ等を作成するほか、散策路整備等の受入環境整備に取り組みます。

また、オフィシャルアーティストのDRUM TAOや山の日等のイベントを活用し、見どころやおすすめルートなどの情報発信を進め、誘客の拡大につなげます。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 県民生活・男女共同参画課の主な事業について御説明します。

予算概要の43ページをお願いします。

上から2番目の消費生活安全・安心推進事業費5,444万7千円です。

この事業は、県民の消費生活の安全・安心の確保を図るため、市町村における相談窓口の整備への助成や、ライフステージに応じた消費者教育などに取り組むものです。

令和3年度は、新たに予算特別枠を活用して、消費生活相談員の国家資格取得を支援するオンライン講座を開催し、相談員の充実を図るとともに、消費行動において、人や社会・環境・地域などに配慮することの重要性について、普及・啓発を進めます。

河野私学振興・青少年課長 私学振興・青少年課の主な事業について御説明します。

予算概要の53ページをお願いします。

左上の事業名欄の一番上、青少年等自立支援対策推進事業費4,707万7千円です。

この事業は、ニートやひきこもり等社会的自立に悩みを抱える青少年等を支援するため、おおいた青少年総合相談所及び子ども・若者総合相談支援センター／ひきこもり地域支援センターの運営等を行うものです。

令和3年度は、ひきこもりの方への支援の強化に向け、当事者・家族の居場所作り等に取り組むとともに、個々のひきこもり事案に適切に対応するため、新たに医療・法律・心理等の専

門家で構成する多職種専門チームを設置します。**檜山食品・生活衛生課長** 食品・生活衛生課の主な事業について御説明します。

予算概要の66ページをお願いします。

左上の事業名欄、上から三つ目、「安心はおいしい」情報発信事業費965万円です。

この事業は、飲食店事業者が行う新型コロナウイルス感染症対策を支援するため、「安心はおいしい」サイトの改修を行い、取り組むべき対策や対策を行っている店舗等の情報を事業者と利用者の双方に発信するとともに、必要に応じて対策状況の確認指導を行うものです。

具体的には、「安心はおいしい」のポップを掲示している店舗が分かるようにサイトの改修を行うとともに、ガイドラインの改正があった場合には、その内容に沿ってチェックリストの修正を行い、利用者に対策の協力の周知を行うものです。

また、県内での飲食に伴うクラスターの発生等必要に応じて店舗の対策状況を確認するなどの対策に取り組みます。

芦刈環境保全課長 環境保全課の主な事業について御説明します。

予算概要の76ページをお願いします。

左上の事業名欄、上から2番目の大気環境監視推進事業費1,815万8千円です。

この事業は、大気汚染物質の適切な削減対策を講じるため、PM2.5の成分分析等を実施するとともに、令和3年度から大気汚染防止法が改正され、全てのアスベスト含有建材が規制の対象となることから、建材中のアスベストを迅速に検出できるアスベストアナライザーの導入による解体工事現場の立入体制の強化や大気中濃度の測定体制を整備します。

御沓循環社会推進課長 循環社会推進課の主な事業について御説明します。

予算概要の91ページをお願いします。

左上の事業名欄、上から2番目の災害時海岸漂着物処理事業費5千万円です。

この事業は、大規模災害発生時に機動的に対応するための災害パッケージ関連事業です。台風や豪雨等による大規模災害で被害を受けた県

管理海岸等の早期復旧を図るため、滞留した草木等の漂流・漂着物を回収・処分するものです。

また、令和2年7月豪雨など近年の自然災害の激甚化や気候変動による影響を踏まえ、令和3年度は事業費を増額しています。

安藤審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

人権尊重・部落差別解消推進課の主な事業について御説明します。

予算概要の99ページをお願いします。

人権施策推進事業費313万2千円です。

この事業は、人権を尊重する社会の確立を目指すため、大分県人権尊重社会づくり推進条例に基づく施策を総合的に推進するものです。

事業概要の一番下の新規の経費については、性的少数者の抱える悩みなどの解消を図るため、電話やメールで相談できる相談窓口を設置するものです。

首藤防災対策企画課長 防災対策企画課の主な事業について御説明します。

予算概要の106ページをお願いします。

左上の事業名欄、上から2番目の防災行動定着促進事業費4,062万7千円です。

この事業は、県民の適切な避難行動を促進するため、災害時の情報発信を強化するとともに、平常時の防災意識の醸成に取り組むものです。

令和3年度は、新たにSNSで防災情報を配信できるシステムの構築や、防災への関心をより高めるための啓発動画・CM等の制作・配信などを行います。

後藤危機管理室長 危機管理室の主な事業について御説明します。

予算概要の107ページをお願いします。

左上の事業名欄、2番目の国民保護対策事業費284万7千円です。

この事業は、武力攻撃やテロ攻撃が発生した場合、関係機関相互の情報連絡や機能確認、連携強化などの対処能力向上を目的に、国と共同で国民保護訓練を実施するものです。

令和3年度は、国東市で事案が発生したことを想定し、図上訓練を行う予定です。

大城消防保安室長 消防保安室の主な事業について御説明します。

予算概要の110ページをお願いします。

左上の事業名欄、上から1番目の高機能消防指令センター共同整備支援事業費83万8千円です。

この事業は、災害情報・活動情報を一元的に管理し、相互応援を迅速化するなど、消防力の維持・強化を図るため、119番通報の処理を市町村が共同運用する高機能消防指令センターの整備を支援するものです。

119番通報については、現在、県内14消防本部が個別に対応していますが、これを令和6年4月から一元的に共同処理するよう、協議が進められています。3月末には基本設計が終了する見込みで、来年度は実施設計等を支援する予定です。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 まず、91ページ、漂流ごみの関係ですが、漁業者等により回収された海底・漂流ごみの回収・処理というのも入っています。予算特別委員会でプラスチックごみの問題を少し質問しましたが、網にかかったプラスチックごみを分別するとか、そういう取組はどのようになっているのか教えてください。

御沓循環社会推進課長 今、御指摘があったのは91ページの一番上の事業の関連だと思えますが、漁業者等により回収された海底・漂流ごみの回収・処理に係る補助1千万円は国庫補助事業です。従来、漁業者が網にかかったものを持ち帰っても補助の対象になっていませんでしたが、これを補助対象にして、処理費を国庫で対応しようということになっています。当然その中には流木とか藻類に加え、プラスチックごみなども多少含まれていますが、それは漁業者の方で分別していただければ、市町村とか一般廃棄物も対応できる産業廃棄物処分業者などで処理できるようになっています。

猿渡委員 ありがとうございます。

もう一つ、106ページ、防災行動定着促進事業費のSNSを活用した取組やCM等、いいことだと思っています。いろんな形でSNSを

活用した相談事業の取組が広がっていますが、今、気になるのが、問題になっている個人情報の関係を県としてはどのように捉えているのか、そこの考え方を教えてください。

首藤防災対策企画課長 106ページの防災行動定着促進事業費、新「県民安全・安心メール」構築・配信業務委託料ですが、現在はEメールしか発信していません。それに加え、フェイスブックやツイッター、それから、LINEで発信できるような委託に変えようということで、10月からを予定しています。今、LINE等は、個人情報の関係で問題になっていますが、現在、契約時点ではそこを含んだ上でやっていき、その状況を見て、もし個人情報上の課題が出ることになれば、そこは差し止める形で行きたいと考えています。

河野委員 何点か伺います。

まず、アスベスト対策、76ページの大気環境監視推進事業費ですが、解体事業者は非常に零細なところが多く、特に零細な事業者にこういったアスベスト対策が徹底されているのかという点で非常に不安に思っています。特に家屋解体等について、放水等による飛散防止策とかがほとんど見られないという現実があるかと思っています。こういった部分の指導体制や今後どのような強化を図っていくのか、お聞かせください。

それから、さきほど出た海岸漂着物等の話で、海底等から採取されたごみ等とあり、これは底引き網等にかかったものだろうと思いますが、マイクロプラスチックごみの回収に関して、こういったことが対策の中に入ってくるのかどうか、お聞かせください。

それから、もう1点ですが、さきほど人権施策推進事業費、99ページのところで性的少数者の相談窓口設置という話がありました。これは非常にセンシティブな個人情報であり、そういった意味から、相談者もそれなりに、ある意味思い詰めた方が多くおられるかと思いますが、その窓口をどこにどう設置し、プライバシーを保護するのか、お聞かせください。

芦刈環境保全課長 アスベスト対策について、

まず、お答えします。

現在、アスベスト対策の監視体制は、実際的に大気汚染防止法のほかに、建設リサイクル法で事前調査であるとか、分別解体、適正処理の規定が義務付けられています。それと、労働基準監督署が所管している石綿障害予防規則でも事前調査の目視とか、設計図書とか、事前調査、これは作業従事者に対する配慮の規定ができています。また、廃棄物処理法でも処理基準の遵守が義務付けられており、監視体制としては、今、保健所が大気汚染防止法に基づく届出、解体工事の監視、また、土木建築部門、土木事務所とも連携して解体工事現場への立入検査を年間100件程度しています。場合によっては労働基準監督署とも合同で立入検査をしています。

委員が御指摘のように、県内には大小約2千の解体業者があり、県も立入検査を徹底するとともに、今回、レベル3の一般的な屋根材とか外壁材まで規制になったので、個々に周知、通知をしたり、関係団体をお願いして周知をしています。今回、アスベストアナライザーを導入し、こういった科学的な監視を含め、今後ともこれまでどおり関係機関と連携し、しっかり監視していきたいと考えています。

御沓循環社会推進課長 プラスチックごみの対策についてです。

漁業者等により回収された海底ごみの中から、マイクロプラスチックを直接回収するのは難しいと思います。大きさが5ミリ以下になるので、この事業で回収はできないと思いますが、今取り組んでいるのは、マイクロプラスチックになる前の廃プラスチック、漂着ごみの中に含まれるプラスチックを迅速に回収することにこういった事業を使わせていただいています。

安藤審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

性的少数者の相談窓口の件でお答えします。

先日の予算特別委員会でもちょっと御説明しましたが、電話やメールで悩みを相談できるような窓口を設置するもので、設置にあたっては、県の公認心理師会等への委託を今、想定しています。

専門的な資格を有する団体に委託を想定して

いるので、個人情報等の関係についても、しっかり管理していただくよう仕様等で定めたいと思います。また、今のところLINEによる相談受付は想定していません。

河野委員 ありがとうございます。

まず、アスベスト関係ですが、さきほど言われたとおり、規制はいっぱいある。それが実態的な問題として、解体現場にどのようにいかにされているかが非常に問題と思っており、さきほどレベル3に規制が強化されるということについて、これから県内で2千もある解体事業者にどう周知していくかは大きな課題と思っております。関係機関がいくつか分かれていますので、その辺をきちんと協議体という形か何か持って、規制強化の機会にそういった体制を組んでいただきたいと思っております。要望です。

それから、海岸漂着物の問題で、マイクロプラスチックについては、この事業では回収不能という話がありました。ただ、このマイクロプラスチック問題は非常に深刻になっており、これは生活環境部だけではなくとは思いますが、環境保全のためのイノベーション事業というのが確かあったかと思っております。やはり技術開発の目標として、特に大分県の海洋というのは内海地域に分類される海流の循環が余り期待できない海域も多数あるので、そうなってくれば、陸地から廃棄されたものがたまっていく部分はどうしても大きな課題だと思うので、ぜひ検討いただきたいと思っております。

それから、性的少数者の問題については、公認心理師会に委託されるということですが、心理的に非常に追い込まれた方たちの相談ということになれば、追跡する形で継続した対応が必要になってくると思っております。そうなってくれば、その方の個人情報をある程度いただかないとできないのかなと。その意味で、公認心理師会に委託することについて、いわゆる行政機関以外に相談がつながることについて、相手の方からどう信頼を得ていくのかということは大変な話ではないかと思っております。その辺、よくよく対策を考えていただきたいと思っております。

藤田委員 同じく31ページの河川におけるプ

ラスチックごみ調査に係る委託料の関係ですが、私も自分の町内とか駅周辺で定期的にごみ拾いをしていますが、その辺に落ちているごみはないことはないですが、そんなに大量のプラスチックごみが落ちている状況ではないです。

逆に、消防団で大雨時に河川の水門に張りついているとき、いろんなプラスチック製品が流れていくのを見ます。多分、海洋に流れているプラスチックごみは、大雨、洪水等で家庭や事業所で蓄えているペットボトルとかプラスチックごみが流されているケースとか、津波のときに海に引き込まれてしまうごみが多いかなという気がしますが、その辺の知見とかデータが何かないかなという気がしています。知見があればお教えてください。

それと、次が66ページの「安心はおいしい」情報発信事業費です。本当にコロナで打撃を受けている飲食店も多く、毎週1回、外食するようにしています。いろんな店でしっかり対策していますが、客が通常どおりに酒を飲みながら、わあわあ談笑する、これが一番の原因ですね。店の対応としては特段問題があるところは見たことがないし、プラスチック板を置いているところもかなり多くなってきています。これからの啓発というのは、客に対するマスク会食の啓発が最も重要という気がしますが、その辺の対応がどうなっているか伺います。

それと、106ページ、防災行動定着促進事業費です。ここで避難情報等を発信することになっていますが、実は先々週の土曜日に日本防災士会が開催しているマンション防災の新常識というセミナーを受けました。特に、大分、別府をはじめ、各都市部は居住の形態としてマンションなど共同住宅の方が多くですね。この避難情報の発信ですが、共同住宅の方向けの情報発信がほとんどなされていない気がします。地震にしても、水害にしても、新耐震の共同住宅であれば、その居室を避難場所とする自宅避難が一番効果的であるし、コロナ対策としても、自宅で10日間は自活できる食料品、水、トイレ等を備蓄しておけば、そのことが避難所運営の円滑化にもつながるということで強調されて

いました。共同住宅の方は避難所に行くべきではないと。その辺の認識や取扱いについて今、どうなっているか、伺います。

それと、最後に110ページの消防力強化推進事業費で、今後の消防団を担う消防団員確保事業が特別枠で付いていますが、次年度の取組について伺います。

御沓循環社会推進課長 まず、1点目のプラスチックごみに関する知見ですが、県で海岸の漂着ごみの大規模な調査を5年に1回実施しています。県内17か所の海岸で実態調査を行っており、令和元年度の実績ですが、体積ベースでプラスチックごみが全体の約7割を占めています。そのうちの約8割が陸域由来と思われることから、陸域からの影響は大きいと言えます。

都甲うつくし作戦推進課長 そのようなエビデンスに基づき、今回の事業は河川におけるプラスチックごみ調査に関わる委託料を計上しています。これまで海岸漂着ごみの調査を定期的に行ってきましたが、今回、県内の一級河川、山国川、大分川、大野川、番匠川、筑後川の五つの河川と3地点、それぞれの上流域、中流域、下流域において河川敷のプラスチックごみの実態調査を行う事業を計画しています。

榎山食品・生活衛生課長 66ページの「安心はおいしい」情報発信事業費について御質問いただきました。

県内の飲食店でのクラスターの発生状況ですが、お陰さまで、年末、別府と国東で発生して以来、今年に入ってから飲食店でのクラスターは発生していません。

しかし、全国的には都市部を中心に飲食店、またカラオケ等でクラスターが発生している状況にあり、都会部での緊急事態宣言が今日から解除ということで、第4波が発生するのではないかというのはいろんなマスコミ報道等で御案内のとおりです。

あと、年末、県下各保健所、また、食品衛生協会や飲食店組合等においてお願いして店を回りました。都町、北浜も一店一店全部回っています。そのときに重点的にお願いしたのは、正に委員が言われたとおり、客への対応、今まで店の対

応はしっかりお願いしてきましたが、大人数の客がそこで談笑したり、大声で話したら何にもならないということで、「安心はおいしい」のサイトにも客用のポップをちゃんと作り、年末回ったときには、特に、客にこういったことを守ってください——例えば、斜めで座るとか、そういったポップがあつて、それを一店舗一店舗持って回って、店舗の中に客へ注意してもらおうようお願いしています。店の方から、直接、あなたは離れなさいとはなかなか言いにくいので、せめてこれを貼って、客に見てもらい、感染防止対策をお願いしますということで努力しています。

首藤防災対策企画課長 マンション等共同住宅における避難行動、若しくは避難の指示等についてですが、現在、災害対策基本法が国会にかかって改正になっています。その中で、今度の出水期までに市町村が出す避難情報が変わるようになっています。

その中の一つに委員が言われるマンション等の問題があります。その場所から立ち退く、いわゆる立ち退き避難が必要な方に対しては、避難してくださいという指示が出ますが、避難しなくていいです、避難しなくて安全な方は、そこで避難行動を取ってくださいというニュアンスを込めたアナウンスをしていく方針が出されており、そのような内容で、今度、国から県、市町村に避難情報発信の仕方について連絡が来る予定です。

ただ、そのとき問題になるのは、自分のマンションの位置のリスクをちゃんと分かっていないといけなことです。浸水想定値が例えば2メートルであつたら、3階以上の方はその場にとどまっていということになります。自分のマンションの浸水想定区域がどのぐらいなのかを十分理解した上で、その行動を取ってもらうように、若しくはそのアナウンスができるように、まずは、これまでどおり、自分の住んでいるところのリスクを十分分かってもらう、その注意喚起も今後、必要だと思っています。

大城消防保安室長 消防力強化推進事業費で、来年度どういう取組を新規に予定しているのか

ということですが、そこにマル特で掲げています。

1点目が、各消防団の魅力発信とか、消防防災の啓発を図り、団員の核、中心的役割を担うような方を、県が今、基本、各市町村一人ずつ地域消防アドバイザーとして認証していますが、なかなか一人で市町村の全部のエリアで活動するのは大変だという声を聞いたので、このアドバイザーを増員し、活動域の拡大を図り、啓発なり、団員の確保の取組をどんどんやっていただこうということで、そのために要する経費を計上しています。

2点目が、消防団の魅力をどんどん発信したり、団の活動の重要性を発信していくということで、これまでもパンフレットを作ったりしていますが、来年度は若者にターゲットを絞った形でPR動画を作成し、各市町村の啓発に活用していただくための経費を計上しています。

藤田委員 ありがとうございます。やはり8割が陸由来ということなので、大雨、出水が予想されるとき、台風のときには物干しやゴミ箱は外に出さないようにというPRはされますが、大雨のときもペットボトルやプラごみが流されないように家の中に取り込みましょうという情報発信も必要ではないかなという気がしているので、検討いただければと思います。

それと、「安心はおいしい」ですが、カウンターに座っていると、若い女性がいて、途中でおじさんが入ってきて、マスクもつけずにわあわあやり出すと、他のお客さんが帰っちゃうんですね。店の方に聞くと、常連さんなら言えるけど、なかなか自分より年上の人には注意ができないと。これが本心だろうと思うので、条例までとは言いませんが、店の人の後ろ盾になるものが何か欲しいと言われていました。県の指導により、「お客さん、すみません。」というようなものですね。何かそういうものがアピールできるようなポップなりができればいいと思うので、ぜひ考慮いただきたいと思います。

それと、集合住宅に関しては分かりました。ぜひ国の指針に従いながら対応していただきたいと思います。

消防団ですが、動画の作成発信、とてもいいと思うし、できればSNS等にそういうグループなりサイトなりを作り、日常活動の中で支障のない範囲で、こんなことをやっていますとか、こういうことをやってくださいという、自らの行動をアピールできるような場があってもいいかなという気もするので、ぜひそういう点も検討いただければと思います。

大友副委員長 青少年等自立支援対策推進事業費についてですが、概要書の53ページです。

私も、子ども・若者総合相談センターに行ったこともあります。話を聞いたら、いろいろ支援員を置いたり、市町村に対しても対策が整ってきたなと感じています。

その中で相談件数も増えてきたという話を伺っていますが、このコロナ禍の状況で、自粛、自粛という雰囲気でも1年やってきたわけですが、その中で相談件数の推移等を教えてください。

もう1点、98ページの人権啓発推進事業費です。新型コロナウイルス感染症に関連する差別の解消に向けた啓発に要する経費が上がっています。これは内容的にはチラシを作ったり、ネットに載せたり、そういうことだと思いますが、さきほど飲食店の話もありました。これは人権啓発ということなので、個人に対する差別解消に向けた啓発かと思いますが、例えば、飲食店とか、いろんな施設、そういうところでもいろんな差別的なこともあると思います。その辺も含めた啓発になるのか。

また、そういう差別の事例、情報が入っていれば、その辺も含めてお話しただけだと思います。

河野私学振興・青少年課長 コロナ禍におけるひきこもり等の相談件数ですが、令和3年2月末現在で、ひきこもりについては、956件の相談がありました。昨年の同期に比べ、若干減っている状況です。ただし、実際、コロナ禍で、来所しての相談とか、逆にこちらから出ていったりの相談は減っていますが、例えば、電話相談とかメール相談とかで、それをカバーする形で、なるべく本人との相談の継続性とかが途切れないような工夫をしながら相談を受けていま

す。3月に入って、また少し相談件数が上がってきたので、前年度が1,100件ですが、多分、それに近い形の相談件数になるかと思えます。引き続き、しっかりと相談対応等、市町村との連携等も図っていきます。

安藤審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

新型コロナウイルス関係の差別の解消に向けた啓発経費の件について説明します。

大分トリニータの選手を起用した新型コロナウイルス感染症に関連する差別の解消に向けたテレビCMとWeb広告の予算については、令和2年11月から大分トリニータの選手を活用し、啓発CMを放映してきました。来年度4月以降も、テレビCMと新たにWeb広告を行うことで、さらに啓発を行っていくことにしています。

内容は、さきほど言われた飲食店等の差別のことも含め、コロナに感染する可能性は誰にでもあるので、そういったことをしっかり考えた上で、差別のない適切な行動をしましょうといった啓発をするものです。こうしたことで幅広く各層の方に訴求力の高い手段で啓発を行っていきます。

大友副委員長 人権啓発の分は理解できました。ありがとうございます。

ひきこもり支援ですが、電話とかメールの相談という話もありましたが、今、我々も会議等はWeb、Zoom等を使ってやったりしています。例えば、そういう相談とかも、Zoomを使うのが有効かどうか、ちょっと分かりませんが、そういう体制とかはできていますか。

河野私学振興・青少年課長 Webのオンライン関係の相談ですが、実は、来年度予算の中で、感染症対策に対応した相談体制の充実ということで、オンラインの相談に必要なパソコンとか、通信環境とか、カメラとかを整備することにしており、年度が明けたら、早々に準備し、しっかり対応していきます。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

太田委員外議員 さきほど猿渡委員からも質問がありましたが、マイクロプラスチックが経年

劣化することにより、それがまたナノプラスチックになる。それはウイルス並みに細かく小さくなっているの、なかなか把握もできないし、それが今、久住とか由布岳の樹氷にも付着しているというデータもあるらしく、なかなか難しいですが、もとはごみを出さないという思想をつくらないと、いくらごみを拾っても、日本から流れ出たごみが、ハワイ辺りまで流れ、日本へは、韓国とか中国のごみが流れ着くということで、いたちごっこみたいな感じなので、ごみという認識と言うか、概念をもう少し徹底してなくすような取組も一方でやらないと、これは、今みたいな大量消費の時代に追い付かないんじゃないかなという気がします。その辺は意識付けと言うか、そういう部分で県としてもどういう取組をするか、お尋ねしたい。

都甲うつくし作戦推進課長 ただいまの質問ですが、31ページを御覧ください。

上から3番目に、プラスチックごみ対策の推進に要する経費として、マイバッグ、マイボトルの利用促進キャンペーンやプラスチックごみ問題の周知啓発を図るための写真展ということで書いています。

そして、今、議員が御質問の、その下のプラスチック代替品利用促進もそれにあたると思いますが、やはり議員が言われるように出さないという視点で今回事業をつくってきました。

その上の写真展ですが、プラスチックごみに翻弄される動物たちの写真など、プラスチックごみの現況を訴えかける形の啓発を今、考えています。

それから、あわせて代替品です。大分県の地域資源である竹などを使った代替品や木材を使った代替品等も徐々には出てきています。逆に言うと、それらをいかに県民の方々に使っていただくようにするかということで、2番目に、補助制度を設け、積極的にそういった商品を使っただけ、プラスチックごみが出ない、出さない形を取っていきたいと思います。

太田委員外議員 今言われた代替品ということで、間伐材を使った皿とかは、湯布院とかは積極的に使うようにしています。

あと、もう一つ気になるのが、プラスチックに使われている添加剤のことを私たちもよく知らなかった。それが行く行くは人体に影響、健康被害を及ぼすということを積極的にごみをなくす運動の中に包括して、情報としてぜひ流してほしいと思います。よろしくお祈いします。

高橋生活環境部長 すみません。今、ごみを出さないという点に関して、補足です。プラスチックを出さない方法を考える場として、これまで小売店の方がレジ袋をなるべく出さないように、マイバッグ持参をお願いしようという協議会がありました。昨年7月からレジ袋が有料化になりましたが、民間の小売店に加え、協議会に新たにプラスチックの製造をしているところとか、消費者とかも含め、より広い観点からプラスチック対策、まず、大量に使っている事業者とか、それを生み出している方々も入れて、どうやればトータルとして少なくなるのかということを協議する場を今後設けていき、そこで議論しながら、また、どういった形でそれができるのかといった研究もあわせてできるようなシステムを今、つくろうとしているので、その場でまた具体的な対策を練っていきたいと思います。

井上委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終了します。

なお、第1号議案の採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、第24号議案特定非営利活動促進法施行条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 議案書270ページ、第24号議案特定非営利活動促進法施行条例等の一部改正について御説明します。

お手元の資料の1ページをお開き願います。

今回の条例改正は、法令の改正に伴い、関連する部分を改正するものです。具体的には、左上にある三つの法令の一部が改正されたことから、その右にある特定非営利活動促進法施行条例と指定特定非営利活動法人の指定の手續等に

関する条例の二つの条例の一部を改正するものです。

なお、指定特定非営利活動法人、略して指定NPO法人とは、県条例に基づき指定するNPO法人で、法に定めのある認定NPO法人と同じように、寄付者が税制上の優遇措置を受けられます。

まず、特定非営利活動促進法、略してNPO法の改正ですが、1では、NPO法人の設立の迅速化を図るため、縦覧期間の短縮に関する条項が新設されました。また2では、個人情報の保護の強化を図るため、役員名簿、社員名簿の個人の住所が公表や縦覧等の対象から除外され、3では、法人の事務負担の軽減を図るため、認定NPO法人が毎年度提出する二つの書類が削減されました。この1及び2の改正に伴い、右側の①、②のとおり施行条例での関連する規定の条ずれなどを整えます。

次に、左側2及び3の改正を受けて、右側③、④のとおり、指定NPO法人条例も同様の改正を行い、個人情報保護の強化と県への提出書類の削減を行うものです。

次に、左側4のNPO法施行令の改正では、認定NPO法人が受け取る寄付金の認定基準から休眠預金を活用した助成金を除外することとなったため、右側⑤のとおり指定NPO法人条例においても、同様に除外の取扱いを行うものです。

最後に、左側5の地方税法の改正ですが、寄附金税額控除においてふるさと納税制度に関する条項が九つ追加されたことに伴い、右側⑥のとおり条ずれを整えるものです。

施行日は、法に従い令和3年6月9日などとしています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案大分県男女共同参画計画の策定について、執行部の説明を求めます。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 議案書272ページ、第25号議案大分県男女共同参画計画の策定について説明します。

お手元の資料2ページをお開きください。

1 背景及び目的等ですが、現行の第4次おおい男女共同参画プランの計画期間が、令和2年度末で終了することに伴い、これまでの成果や社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな計画を策定するものです。計画期間は、5年間としています。

2 計画の概要ですが、総合目標は、男女共同参画社会の実現としています。基本目標及び重点目標については、昨年の第3回定例会、第4回定例会で説明したので、今回は、主な取組について、いくつか説明します。

基本目標Ⅰ男女共同参画に向けた意識改革の重点目標2では、SNSなど様々な媒体や講座開催を通じた広報・啓発の一層の充実、また、身近な女性ロールモデルの積極的な情報発信の推進などにより、意識改革を進めます。

基本目標Ⅱ女性の活躍の推進では、重点目標3において、テレワークの導入への支援などで働き方改革に取り組み、ワーク・ライフ・バランスを進めます。また、重点目標4男性の子育て・家事・介護等への参画促進は、審議会でも熱心に議論いただき、父親のコミュニティづくりやイクボスの推進、また、これから結婚するカップルが家事分担を考えるきっかけづくりなどに取り組むこととしました。重点目標6では、女性や若者等の移住・定着に向けて、移住コンシェルジュや大分県拠点施設d o t.（ドット）の活用を推進します。

基本目標Ⅲ男女が安心できる生活の確保では、重点目標2で、性暴力相談窓口の24時間365日化や、県内ブロック別DV相談会の開催等

により、相談体制の充実を進めるとともに、重点目標3では、若い世代が、女性に対する暴力の根絶について考えるイベントを開催するなどして、暴力の予防啓発に努めます。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 私、この案の冊子に目を通させてもらい、最初に思ったのが、目指す姿のところでダイバーシティ社会とあり、今、いろんなところで、いろんな片仮名用語が出てきて、なかなかついていけない状況があります。この目指す姿というのは県民の皆さんに対して一番訴えたいところかと思いますが、私もダイバーシティ社会とは何だと検索し、多様性を尊重し、それぞれ力を発揮するという意味かなと理解しましたが、何か幅広い方に理解していただける言葉を使った方が啓発するときがいいのじゃないかと。何か分からない片仮名用語が出てきたら、その時点で分からなくなるところがあるのじゃないかと思います。それが1点目。

二つ目は、性的少数者に対する配慮とか、人権の問題とか、働き方の問題、啓発広報、暴力の問題などはこの中に出てきていないように思いますが、男女共同参画というとき、これからこういう計画をいかしていこうというとき、性的少数者の問題はこの中に入れた方がいいのじゃないか。それとももつと別のところで何か出てきますか。大事な問題と思いますが、いかがでしょう。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 二つ御質問いただきました。

まず1点目、冊子の17ページですが、目指す姿の二つ目、女性はもとより多様な人材をいかすダイバーシティ社会、このダイバーシティという言葉がまだまだ使われていないのではないかと思います。

ダイバーシティ社会とは、男性、女性といった性別とか、国籍とか、年齢とか、そういったものに関係なく、どんな人でも社会に参加していく社会ですが、今、いろんな企業の経営者に聞くと、このダイバーシティをしっかり進めて

いる。例えば、大分銀行とか、社会福祉法人とか、従来の枠を越え、いろんな人と一緒になって企業経営を進めていくことが盛んに言われているので、今現在は浸透していないかもしれないけど、これからどんどん浸透するのではないかと用事で使っています。

それから2点目、LGBTQ、そういった性的少数者の問題ですが、冊子の25ページの一番上、⑭ですが、誰もが自分の性的指向、性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、教育・啓発、相談体制の充実に努めるということで、人権尊重・部落差別解消推進課が中心になって取り組むようにしています。

猿渡委員 片仮名用語は、その分野で仕事をされている方とかは十分分かって活用していると思いますが、幅広い県民に理解してもらおうと思ったとき、例えば、私、身近な人に3Rって分かるねと言ったら、何となく分かるけどという感じです。3Rという言葉も本当にリユース、リデュース、リサイクルとさっさと出てこないですよ。そういうふうに、その分野の人はよくよく分かって使っているかもしれないけど、幅広い市民、県民に理解してもらって啓発しようというとき、ハードルになるという感じを受けているので、考えていただきたい。

それと、ここの重要なところに性的少数者のことはあると言われましたが、やはり、私はそれでは不十分だと思います。今から計画をつくってやっていこうというとき、例えば、働く場のセクハラの問題、人権の問題、働く環境の問題にしても、トイレ一つ、更衣室一つとっても整備されているかと言ったら、そこまでっていないし、認識がそこまでっていないのが現実だと思います。啓発広報のところでもいるし、暴力の問題にしても、女性の相談窓口となると、LGBTの方々は、自分たちは違うのかな、相談しにくいとか、いろんなところでLGBT、性的少数者の方々が含まれていますよという計画に、根本的なところからすべきだと思いますが、いかがでしょう。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 LGBTQ

の方々を大切にしていくという理念は当然ありますが、この計画の中では⑭番に象徴されてくる形にはなっています。当然、働く場においてもパワハラとかセクハラとか、そういったものがないように取り組んでいくし、いろんな場面においても性的指向とか性的なもので差別を受けるといったものがないように、この計画全体で取り組んでいきます。

安藤審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

人権尊重・部落差別解消推進課から説明します。

当課において、人権尊重施策基本方針で性的少数者の人権を重要課題に位置付け、今回、いろんな啓発の面、それから、今回の相談体制の充実も予算化しました。例えば、啓発においては、子どもたちにも分かるように、漫画冊子の「りんごの色」等をつくってLGBTへの理解を進める。それから、「同じ空の下」といって、インタビュー集でこうした悩みを抱えている方がいますよということで広く理解を進める。それから、県の申請書でも性別記載欄、これは業務の必要性とか法令上の根拠、そういった必要性がある場合を除き、原則、削除を要請、そういった取組も進めています。

それから、まず、県職員からLGBTへの理解を進めるということで、今年度、職員のハンドブックを作って、もし県民や職員の中にそういった方々がいたときに、どういう対応をすればいいかなど、理解を深めていく取組をしています。

その上で、今回、LGBTの方の相談窓口も設定し、具体的な方策については、しっかり取り組んでいきたいと思うので、よろしくお願ひします。

猿渡委員 私もこれを見せてもらったし、いろいろ積極的に取り組まれているのを評価しています。せっかくなので、この計画の中に入れなくていいのかなと思うので、計画の中に位置付けるべきじゃないかということを重ねて要望して、終わります。

藤田委員 この冊子の51ページですが、(4)の防災・災害復興分野における男女共同

参画の推進で、女性消防団員の募集がありますが、私の知り合いの女性で消防団に入りたいという方がいて、それが女性消防団というカテゴリーではなく、地元の消防団に入って、夜警や火災現場や水防活動に従事したいという方なんです。今の枠組みでは消防団の分団では女性消防団員を受け付けていないので、そういう方がなかなか入れないという現実がありますが、その辺、今回の見直しの中で、そういった意見や対応について何らか考えられたり、意見が出たりしたことがあったのかどうか伺います。

井上委員長 今度の審議会の中ででしょう。審議会というか、男女共同参画計画をつくるにあたり、そういう意見が出たかという話ですよ。

藤田委員 そうですね。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 審議会の中でそういった具体的な意見は出ていません。

ただ、次の52ページで消防団員に占める女性の割合を現行2%から3.2%まで増やし、もっと女性に活躍していただきたいという取組は進めていこうと考えています。

藤田委員 今、言ったような方への対応について、また消防関連の会議等で議論をしていただければと思うので、よろしくをお願いします。

大城消防保安室長 女性消防団員が一般の活動と言いますか、夜警とか、非常時の実際の部隊運用に関わるような団員になかなか登録できないという話ですが、確かに、女性消防団員という別の分団の枠で登録されている方が多いです。市町村によっては、一般の団員と同じ枠の中で、女性で団員になられている方も少数ですがいるので、県からもそうした話は市町村にしていきたいと思えます。市町村の中でそうした認定は現在でも排除されていないということです。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第26号議案食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例等の一部改正等についてですが、関係する文教警察委員会にも合議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

檜山食品・生活衛生課長 議案書273ページ、第26号議案食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例等の一部改正等について御説明します。

お手元の資料3ページをお開きください。

1 法改正の主な内容ですが、食品営業許可制度の見直しでは、営業許可業種の再編・新設や、ふぐ処理施設等の基準が設置されました。また、食品のリコール情報の報告制度の創設では、自治体へ報告する仕組みが制度化されました。これらの改正により、今まで各自治体において定められていた基準や制度が、全国一律の基準となります。

2 現行条例の位置づけですが、食品営業許可の基準は、現在、食品衛生法に基づく営業許可施設の基準を定める条例、大分県食品衛生条例、大分県食品行商取締条例の3本で規定しており、また、自主回収報告制度は大分県食の安全・安心推進条例で規定しています。

3 条例改正案の内容ですが、全部で7本の条例を改正します。

①食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例については、厚生労働省令で示された全国一律の基準にあわせて改正を行います。

②大分県食品衛生条例と③大分県食品行商取締条例については、条例で規定していた業種が食品衛生法により規定されたことを踏まえ、それぞれ廃止します。

④大分県食の安全・安心推進条例については、条例で規定していた自主回収報告やふぐ処理施設の届出制度が、国の制度に移行したことを踏まえ、該当する条文を削除します。

⑤以降については、次のページで御説明します。

資料4ページを御覧ください。

⑤大分県使用料及び手数料条例についてです。許可業種の再編・新設や大分県食品衛生条例の廃止を踏まえ、食品営業許可事務手数料を改正します。手数料金額は1万200円から2万3千円の間で設定し、既存の業種は基本、据置きとしています。なお、中核市である大分市も同様の改正を行う予定です。また、大分県食品行商取締条例の廃止を踏まえ、食品行商許可事務手数料は廃止します。

⑥大分県の事務処理の特例に関する条例については、大分県食の安全・安心推進条例の条文削除を踏まえ、35の項の自主回収報告事務及びふぐ処理施設届出事務を削除します。また、大分県食品衛生条例の廃止を踏まえ36の項を削除、大分県食品行商取締条例の廃止を踏まえ39の項を削除します。

⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例については、食品衛生法の改正により、条ずれが生じたため、引用する条文を第52条から第55条に改正します。

なお、本条例の改正については、条例を所管している警察本部が文教警察委員会においても説明を行うこととなっています。

4 施行日については、改正食品衛生法の施行日にあわせ、令和3年6月1日を予定しています。

なお、再編・新設後の許可業種については、資料5ページに記載しているので御覧ください。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

阿部委員 今、説明を聞きましたが、わっと条例で説明いただいたので、端的にどう変わるということを言える部分があるかな。例えば、ふぐの調理だとか、こういうのが載っていますが、これがどう変わるのか変わらないのか、今までと全然変わらないのかどうか。

榎山食品・生活衛生課長 大まかに言うと、県の条例で定めていたことが食品衛生法で定められるようになったということで、基本的に変わるところはほとんどありません。

ただ、若干、手数料が変わったりするところがあります。さきほど説明したとおりです。

あと、ふぐについてですが、今まで施設の届出制度だったのが、国の許可制度に変わります。基本、許可を出すところは保健所で、今までも届け出ているところは保健所であり、保健所の職員が行って確認して届出を受けていたのが、今から許可になるということで、基本変わりませんが、許可になったことで変わるところと言ったら、例えば、食中毒事件を起こしたときの行政処分の裏付けができることです。今まで鍵付きのごみ箱に内臓等有毒なところを入れなさいといった決まりがありましたが、その施設基準を命令に付け加えることができるといった裏付けができる形になります。何度も繰り返しますが、端的に言って、やること自体にほとんど変化はありません。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないようですので、質疑はこれで終わりますが、本案についての合い議先である文教警察委員会からの回答がまだないので、採決については、後ほど行います。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に付託外案件の審査に入ります。

今回は陳情が1件です。

それでは、執行部から説明をお願いします。

後藤危機管理室長 それでは、陳情23自衛隊の医療部隊増強を求める意見書の提出について御説明します。

お手元のピンクの陳情文書表1ページを御覧ください。

自衛隊の医療部隊は、新型コロナウイルス感染症拡大により、医療体制が逼迫した北海道、大阪府、沖縄県等において、PCR検査のための検体採取や診察などの医療支援に従事しました。

陳情にある自衛隊の医療部隊の組織編成については、国の専管事項であり、国において判断

されるものと考えています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御意見等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①から③について、説明をお願いします。

都甲うつくし作戦推進課長 第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について説明します。

お手元の資料6ページをお開きください。

1 背景及び目的等ですが、現行計画の終了に伴うもので、温室効果ガス排出削減の緩和策と、気候変動の影響を回避・軽減する適応策を推進するため、新たに第5期計画を策定するものです。計画期間は5年間としていますが、令和3年度の国の新たな削減目標等を踏まえ、削減目標や関連施策の見直しを行うこととしています。

2 計画の概要ですが、2025年度の目標値は、2013年度比で、家庭部門27%、業務部門28%、運輸部門20%の削減を設定しています。

推進施策Ⅰ地球温暖化防止のための緩和策では、（1）温室効果ガスの排出削減対策の推進として、うちエコ診断やスマートフォンアプリを活用し、身近な省エネ行動を推進します。

（2）エコエネルギーの導入・利用促進では、事業所へ働きかけ、地域の環境や住民に配慮したエコエネルギーの導入、利用促進を図ります。

（3）森林吸収源対策の推進においては、適正な間伐や再生林の促進により、森林の健全化を図ります。

推進施策Ⅱ気候変動の影響と適応策では、県内中小企業へのBCPの作成を促進する（6）産業・経済活動分野と、暑熱対策の緑のカーテンなどを普及する（7）県民生活分野を新たに加え、7分野において、気候変動の影響に対処

するための施策を推進します。

推進施策Ⅲ推進体制と進行管理ですが、県民、事業者、市町村、温暖化防止活動推進員等の各推進主体との連携により、温暖化対策を推進します。また、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターを拠点に、気候変動とその影響に関する情報収集及び分析、情報提供を行い、適応策を推進していきます。緩和策を強化するとともに、適応策の充実を図り、脱炭素社会の実現を目指します。

次に、大分県食品ロス削減推進計画の策定について説明します。

お手元の資料7ページをお開きください。

1 背景及び目的等ですが、いわゆる食品ロスの問題が国際的な重要課題となっており、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されたことから、県内の食品ロス削減に向け、新たに計画を策定するものであり、計画期間は、5年間としています。

2 計画の概要ですが、総合目標として、県内で生じる食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減させるを掲げています。

推進施策Ⅰ食品ロス削減のための環境整備では、（1）県民総参加の食品ロス削減運動の展開として、新たに大分県食品ロス削減推進協議会を設立し、消費者、事業者、行政等が互いに連携・協働し、県民総参加で食品ロス削減を推進していきます。

推進施策Ⅱ発生抑制の推進では、（2）家庭における削減として、在庫管理等による手つかず食品の削減や食べ残しの削減などに取り組みます。（3）食品の流通段階での削減では、九州食べきり協力店・応援店への登録の促進や30・10運動の推進、消費者に対してすぐに食べる食品は期限の近いものから購入するキャンペーンの実施などに取り組みます。（4）未利用食品の有効活用では、フードバンクやフードドライブ活動の取組の促進や賞味期限切れ前の災害備蓄食料の有効活用を推進します。

推進施策Ⅲの再生利用の推進では、（1）食品リサイクルループの構築、資源化処理の推進として、エコフィードや肥料化の取組を促進す

るとともに、それを活用し家畜や野菜を育て販売する食品リサイクルループの構築を推進します。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 第4次大分県消費者基本計画の策定について説明します。

お手元の資料8ページをお開きください。

1 背景及び目的等ですが、現行の第3次大分県消費者基本計画の計画期間が、令和2年度末で終了することに伴い、これまでの成果や社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな計画を策定するものです。計画期間は、5年間としています。

2 計画の概要ですが、総合目標として、安全・安心で、消費者が主役となる豊かな社会の実現を掲げます。

次に、基本目標及び主要な施策については、昨年第3回定例会で説明したので、主な取組について、いくつか説明します。

基本目標Ⅰ消費者被害の防止の主要な施策3では、警告・録音機能付き電話機の購入費用の補助など詐欺等の犯罪の未然防止に取り組み、消費者被害の未然防止のための啓発活動等を推進します。

基本目標Ⅱ消費者の自立と事業者の自主的な取組の加速の主要な施策1では、来年4月に予定されている成年年齢の引下げに対応するため、高校生向け教材「社会への扉」の活用を進めるなど、ライフステージに応じた消費者教育を推進します。

基本目標Ⅲの協働による豊かな社会の実現の主要な施策1では、食品ロスやプラスチックゴミの問題など、社会的な課題の解決に資する消費者行動を促すなど、持続可能な消費行動と事業活動を推進します。

基本目標Ⅳデジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応の主要な施策1では、ドローンやアバター等の先端技術を活用した豊かな消費生活の実現を目指すなど、デジタル化への対応を進めます。

最後に、基本目標Ⅴ災害・感染症拡大など緊急時対応の主要な施策1では、生活関連商品の安定供給の確保に向けて、企業の事業継続や迅速な復旧のためのBCP策定の支援を行うなど、

生活関連商品の安定供給を図ることとしています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

阿部委員 最後の8ページの基本目標の消費者被害の防止のところで説明いただいた3番の件ですが、警告・録音機能付き電話機は、警察が高齢者を対象に、最初は無料で取り付け、その後、有料になっていますね。そこの関連は十分考えた上でこういうのが出てきているのか。今まで付けていたところは、ほとんど高齢者ですよね。振込詐欺被害防止のため、今から録音しますよと相手に警告するわけですが、同じようなことだと思いますよね。そこのところの整合性はどうしているのか。今、有料になっていますが、これから付ける人は、また別なのか、そこを説明してください。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 この事業を構築するにあたり、十分、警察本部と協議を重ねました。警察本部は、レンタル方式でお貸しするという事で進めてきて、それである程度効果が出てきている。そういうことを踏まえ、実は、今年度からこの事業を市町村と一緒に進めています。1万5千円のものを買うとき、市町村が5千円、県が5千円、3分の2の補助、1万円を補助する方式で、2月末現在で1,077台を高齢者の方々が自宅に設置しており、来年度は1,200台を今、予定しています。普及啓発にあたっては、警察官が高齢者のサークルとか会合とかに行き、実際、実物を見せながら、こんなにいいんですよとちゃんと宣伝していただき、実際の購買につなげていくということで、警察本部と一緒に今進めています。

阿部委員 ここのところは、それぞれに不公平のないように。私が文教警察委員会にいたとき、こういうところは随分質問してきましたが、これを勧めるときに駐在が行くんですよね、中山間地のところなどは。そうすると、高齢者は嫌とは言わないです。だけど、いいものなんです。いいものですが、やはり駐在が行って、これは

こういうふうになって、今までは無料でしたが、今後はレンタルでこうなりますよ、また付けといたらいいですよと言われれば、嫌と言うはずがない。それで随分行き渡りはしています。浸透しているのです、ここのところは今度所管がどうなるか分かりませんが、不公平感のないよう、しっかりそういうところに目を光らせてください。

私はこの件であるところに聞いたら、既に3月初めに駐在がずっと回って、今年もいいですかと、引き続きやってくれますかと聞いて回っているようです。そこでまたこういうのが出てきたら、どういうふうに調整していくのかなという思いもあったので、今はこれ以上聞かないので、不公平感のないようにしっかりやってください。

河野委員 1点伺いたいたのですが、食品ロス削減推進計画の総合目標という形で、2000年度比で2030年までに食品ロスを半減させるということです。2000年度比ということです。2000年度比ということですから、基準年となる2000年度の食品ロス、県内の排出量はどのくらいあったのか。

そして、現状として直近で把握されている食品ロスの排出量がどの程度なのか、教えてください。

都甲うつくし作戦推進課長 現状、2017年度が一番直近になり、5万937トンです。基準年度として2000年度が8万7,746トンですから、現在42%削減になっている状況です。

河野委員 42%削減済みということですから、あと残り8%というところまで来ているという理解でよろしいですね。

その部分について、この計画の中で発生抑制の推進という形でいくということですね。分かりました。ありがとうございました。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、次に④から⑥について説明をお願いします。

河野私学振興・青少年課長 第2次大分県青少年健全育成基本計画の改訂について御説明します。

お手元の資料9ページをお開きください。

初めに、1計画の目的及び改訂の背景等ですが、この計画は、本県の青少年健全育成施策を総合的に推進するため、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とし、施策の基本方向と取組を定めたものです。本年度、社会情勢や青少年を取り巻く環境の変化を踏まえ、プラン2015等の関連計画見直し内容を反映して見直しを行いました。

2計画の概要ですが、豊かな心でよりよく生きようとするおおいの青少年を総合目標とし、基本目標Ⅰ次代を担う青少年の育成では、青少年の健全育成・自己形成支援の取組として、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー等の専門スタッフ活用などの教育相談体制強化や、家庭・地域・学校が協働して青少年が社会を生き抜く力を育む自己形成支援の充実等に取り組めます。

基本目標Ⅱ青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備では、子育て支援等の充実の取組として、第2子以降の3歳未満児保育料を全額免除する市町村への助成を通じた子育て家庭の経済的負担軽減や、子どもの居場所となる子ども食堂の継続的な運営支援などにより、ひとり親家庭や子どもの貧困問題対策の充実を図ります。

基本目標Ⅲ個別の対応を必要とする青少年への支援では、青少年の状況に応じた個別の支援として、近年、薬物使用の低年齢化が懸念されることから、小・中・高等学校での啓発のための教室開催など、薬物乱用防止対策をさらに充実させます。

青少年の被害・加害防止と保護として、ながら見守りによる見守りの目を増やすなど、子どもの登下校時の安全確保に向けた取組を充実するとともに、ヤングケアラーについても関係機関との情報共有・連携を通じて対策を充実します。また、青少年を取り巻く有害環境への対応の取組では、インターネット利用の低年齢化に

対応し、低年齢層の子どもの保護者をはじめとした大人に対するインターネット安全利用や家庭でのルール作りなどの啓発を推進します。

計画案については、本委員会で報告後、3月下旬の公表を予定しています。

櫻山食品・生活衛生課長 第3次大分県動物愛護管理推進計画の策定について御説明します。

お手元の資料10ページをお開きください。

1 背景及び目的等ですが、この計画は昨年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律及び国の基本指針が改正されたことを踏まえ、第3次計画を策定するものです。人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県を目指して、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画の期間とし、国の基本指針の改正にあわせて、おおむね5年後に計画を見直すこととしています。

2 計画の概要ですが、県の数値目標として犬・猫の殺処分頭数を10年間で平成30年度比50%減と定め、三つの基本目標を実現するために、動物愛護センターを中核とした施策を進めていくこととしています。

主な施策ですが、第4章適正飼養の推進へ向けた取組では、譲渡会の周知や譲渡犬猫の動画配信などによる譲渡のさらなる促進、センターで不妊去勢手術を実施するさくら猫プロジェクト等、犬・猫の殺処分頭数を減少させるための取組を拡充します。

第5章動物取扱業者の責務の徹底へ向けた取組では、法改正による業者への規制強化に対応し、獣医師等の動物愛護管理員による定期的な指導・立入検査を実施します。

第6章動物愛護に関する普及啓発の取組では、ホームページやSNSを活用した情報発信や、小学校などの生徒を対象とした、動物との正しい関わり方を学ぶ命の授業などの動物愛護教育を推進します。

次に、第4期大分県食育推進計画の策定について説明します。

お手元の資料11ページをお開きください。

1 背景及び目的等ですが、現行の第3期大分県食育推進計画の計画期間が、令和2年度末で

終了することに伴い、これまでの成果や社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな計画を策定するものであり、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間としています。

2 計画の概要ですが、健やかに食を楽しむ心豊かな人づくりと次世代へ受け継がれていく活力ある地域づくりを基本目標とし、うまい・楽しい・元気な大分の実現と、県民一人ひとりがえらぶ・つくる・たべる力を身につけることを目指します。基本目標を達成するために、基本的な三つの視点に立って、計画を推進することとしています。

(1) 健全な食生活を実践できる県民の育成では、乳幼児・児童・思春期における取組として、教育庁等と連携し、食に関する指導を実践します。また、青・壮年期及び高年期における取組として、高校・大学・事業所等での食育講話などを行い、生涯を通じた食育の推進に取り組むこととしています。

(2) 魅力あふれる地域の食づくりでは、地産地消の推進として、農林水産部と連携した県産農林水産物の消費拡大に向けた取組や、食文化の継承・発展として、大分の郷土料理の情報発信を行います。また、福祉保健部等と連携し、健康を支える社会環境の整備にも取り組むこととしています。

(3) 食を育む環境との共生では、農林水産体験活動による生産者との交流や、環境に配慮した食生活の推進として、食品ロスの削減に取り組めます。また、農林水産部と連携し、自然と調和した環境保全型農業の推進に取り組むこととしています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 動物愛護の計画の関係です。30年度比で50%減ということですが、現状がどこまでいっているか、教えてください。

前から要望していますが、動物愛護を本当に熱心に一生懸命取り組んでいる団体の方々がたくさんいらっしゃって、補助があつたりしますが、本当に手出しで、自分の財産をつぎ込むよ

うな格好で一生懸命取り組んでいる方々がたくさんおられるので、やはりそういう活動をしている方への補助を増やしたり、サポートを強めるとかいうことが必要と考えますが、どうでしょうか。

榎山食品・生活衛生課長 2点御質問いただきました。

まず、数値目標ですが、平成30年度の殺処分頭数は犬と猫で1,853頭となっており、10年間で50%減ということで、令和12年度には900頭以下という数値目標にしています。

また、ここ3年間の犬、猫合わせた殺処分頭数は、平成30年度1,853頭、令和元年度2,271頭と増え、これは動物愛護センターができて、その期待からということで増えたのではないかと分析しています。

ただ、令和2年度になり、1月末、2か月残した数ですが、1,141頭と去年の約半数となっており、啓発、啓蒙、いろんな施策が功を奏して殺処分頭数は着実に減っています。

また2点目、ボランティアへの補助とか、活動へのサポートはどうなっているかという御質問です。ボランティアがどういった活動をしているかをまず分析しないといけないとは思いますが、実際、ボランティアの育成講座等は今までやってきています。動物愛護センターが中心になっているいろんな活動をしていきますが、譲渡会において、ボランティアに援助していただいたり、ボランティアルームをつくって活動していただいています。具体的にどういった援助ができるかというのは、また、ボランティアと相談しながら今後考えていきます。

河野委員 同じく動物愛護の関係です。新聞報道でも今年度の殺処分頭数が減ってきているとあり、猫の引取りを抑制するため、持込みをした方に対して説得を繰り返し、できるだけ引き取らないようにしているということでした。こういったことの結果、前年度に比べ、1千頭ぐらい減っていますが、引き取られなかった動物たちがどこに行っているか、不安になった部分です。何かその情報があれば教えていただきたい

いのが1点。

もう1点は、災害時の問題ですが、同行避難はできても、同伴避難生活はできないという部分について、非常に不安を持っている飼い主がたくさんいますが、こういった部分について、防災当局等との間で、この動物愛護の関係の計画について、すり合わせみたいなのは行われているか、お聞かせください。

榎山食品・生活衛生課長 まず、引取り頭数が減っているといった質問ですが、動物愛護法の改正に伴い、保健所は、例えば、業者からの引取りだったり、繰り返し引取りを求めてくる一般の方に関して、それについては引き取らなくてもいいというただし書規定ができて、それに基づき引取り拒否というか、もちろんよく話を聞いてからになります、そういう場合は自助努力で譲渡先を見つけてくださいといったことで引取りを行わないこともあります。

しかし、生活環境に影響があるという書き方を法律はしていますが、例えば、引き取らなかったことで、ふん尿があふれて皆さんが迷惑しているという状況になれば、当然、引き取らなければいけないということになっています。

引き取らなかった猫がどうなっているかというのは、詳しい調査はしていませんが、例えば、野良猫が増えないように、さきほども申したとおり、さくら猫事業により増やさないようにしており、そういった活動により引取りの依頼も減っていると分析しています。

河野生活環境企画課長 避難所等への動物の同伴避難の件ですが、昨年10月に市町村の避難所運営に係る課題等の検証とか、改善策について、市町村の担当課長に集まっていただき議論しました。

その中で、今、委員が言われたペットの同伴避難の関係の話も出てきましたが、基本、避難所の中にペットを同伴して持ち込むことはできません。それについての代替として、動物愛護センター等にペットを保護するケージを確保しているので、もし、どうしても避難所にペットを持ち込みたい方は、避難所の居住スペースの中には入れられませんが、市町村からそういう

方がいるということをお願いできれば、ケージを貸し出して、避難所ではなく、外でケージの中にペットを入れていただくということで市町村には周知しています。

河野委員 持込み件数が減った部分について詳細な情報がないというのは、そうなのかなと思います。実は、地元地域の中でも公園等で猫に餌やりをするグループがあって、これに対するきちんとした対処を市役所に求めたこともあります。最近、そういうのを見なくなって、そういった意味で、無法な野良猫がどんどん増えていく状況は少しずつ改善されつつあるかとは思っていますが、引取りを断られた猫たちがどこに行っているのかについては、一抹の不安を感じています。何らかの実態について、例えば、愛護グループとか、そういったところに情報があれば、それはぜひ行政でも捉えていただきたいと思います。

それから、災害時の同行避難はできても、同伴避難生活はできないという部分は、災害時、心理的負担の多い方々にとってみると、ペットとも切り離されるということで非常に苦痛であるという声もいただいています。そういった部分も含め、衛生上の問題のため、居住スペース外でということですが、何らかの形で飼い主との絆が保たれないか、何かその辺の改善みたいなことはないでしょうか。

榎山食品・生活衛生課長 災害の規模によって、またどのぐらいの間避難していかなければいけないか。例えば、1日、2日で帰られる場合と長期にわたる場合が多分出てきて、それでどんどん対応も変わってくると思います。我々、毎年春先に市町村の動物担当者を集め、会議をしています。そのときにも、各防災計画の中で、各市町村が持っている避難所について、どういった動物対応ができるのか、計画をつくって、次にはちゃんと地元の方々に周知するよう、お願いしています。動物を連れて来たけど、ここでは断るんだよというのが、非常時で対応できないので、あらかじめ防災計画の中で、こここここの避難所については、例えば、渡り廊下のケージで犬を預かる場所があるとか、ここは

ちょっといっぱいいっぱいだから、犬、猫を連れてくる方はここここに行くってこれというきめ細かな防災計画を、防災担当と一緒に各市町村でつくるよう、お願いしています。

河野生活環境企画課長 居住スペースのペットの同伴避難については、いろいろ考え方があると思います。委員が言われるとおり、ペットが大好きな方は、やはり一緒でないと苦痛だという考え方もあると思いますし、また、居住スペースの中には、ペットが苦手な方、あとは泣き声に対して苦痛を覚える方、いろんな方がいらっしゃいます。今のところはやはり同行というか、なるべくそういう方々の気持ちを考えながら、中には入れられないですが、ケージで近くにいるという考え方で市町村には話しているので、その辺は御理解いただければと思います

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、次に⑦から⑨について説明をお願いします。

御沓循環社会推進課長 第5次大分県廃棄物処理計画の策定について御説明します。

お手元の資料12ページをお開きください。

初めに、1背景及び目的等ですが、現行の第4次大分県廃棄物処理計画の計画期間が、令和2年度末で終了することに伴い、これまでの成果や社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな計画を策定するものです。計画期間は令和7年度までの5年間としています。

県民意見募集では、プラスチックごみのリサイクルを進めてほしい、業界のデジタル化を推進してほしいなどの御意見をいただきました。

次に、2計画の概要ですが、一般廃棄物の現状・課題として、一人当たりのごみ排出量が全国平均よりも多く、再生利用率は横ばいで、特に容器包装プラスチック類等の回収率が低いことなどがあげられます。

主な取組として、ワンウェイプラスチックの使用削減等の意識改革を進めるとともに、資源ごみ分別収集の徹底・焼却灰等の再資源化の促

進やIoT、AI等先端技術の導入による廃棄物回収及び処理の効率化に取り組みます。また、災害廃棄物処理マニュアル等の策定・見直し支援、人材育成を推進します。

産業廃棄物の現状・課題は、不法投棄、不適正処理が依然発生していること、最終処分率が横ばいであること、特に県外産業廃棄物の最終処分量が増加していることなどがあげられます。こういった課題への主な取組として、廃棄物の発生抑制・再生利用の推進や、廃棄物処理におけるデジタル化等の技術開発及び設備導入支援を行います。また、電子 manifests の導入推進やドローン及びトトレイルカメラ等を利用した監視・指導の充実・強化を図ります。

次に、第3次大分県きれいな海岸づくり推進計画の策定について説明します。

お手元の資料13ページをお開きください。

1 背景及び目的等ですが、現行の第2次大分県きれいな海岸づくり推進計画の計画期間が、令和2年度末で終了することに伴い、プラスチックごみや災害の激甚化等の新たな課題を踏まえ、新計画を策定するもので、計画期間は、令和7年度までの5年間です。

県民意見募集では、分かりやすい計画だと思う、子どもたちへの環境教育を充実してほしい、内陸部の人への啓発を強化してほしい等の御意見をいただきました。

2 計画の概要ですが、基本理念として、ごみのないきれいな海岸づくりを通じて、地域と環境が共生するうつくしい大分県を掲げ、基本方針Iの海岸ごみの円滑な処理の推進では、3災害時における迅速な対応として、令和元年度に設けた災害時海岸漂着物処理事業等を活用し、機動的に対処します。

基本方針II効果的な発生抑制対策の推進では、2発生源に応じた発生抑制対策の推進として、海岸の人工ごみの約7割がプラスチックで、その約8割がプラスチックの破片等の陸域で発生するものであることから、陸から海へのごみの流入を防ぐため、容器包装廃棄物等の回収の促進を行います。

基本方針IIIの県民みんなで進めるきれいな海

岸づくりでは、1情報提供・普及啓発・環境教育の推進として、NPO等と連携した普及啓発・環境教育の推進に取り組みます。また、海岸クリーンアップ作戦等に多くの県民に参加してもらえるようSNS等を活用し、参加を促します。海岸ごみには、陸域で発生するものが多いため、3内陸部の県民への広報・啓発を行うこととしています。

基本方針IVの地域連携と協働の推進では、国・県・市町村の関係機関や民間団体と連携して海岸ごみの発生抑制に努めます。

大城消防保安室長 大分県石油コンビナート等防災計画の修正について御説明します。

資料の14ページをお願いします。

先般、大分県石油コンビナート等防災本部会議において、大分県石油コンビナート等防災計画の修正案が承認されましたので、概要について御報告します。

主な修正は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の追加です。

(1) 修正の背景ですが、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に伴い、半割れ等が発生した場合の時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する取組を追記するため、昨年8月に大分県地域防災計画の修正が行われました。県全域の防災対策については、災害対策基本法に基づく地域防災計画で策定していますが、石油コンビナート等特別防災区域の防災対策については、石油コンビナート等防災計画で策定することとなっています。南海トラフ地震等発生時には、両計画に基づく一体となった防災対策を講じる必要があるため、大分県地域防災計画の修正を踏まえ、大分県石油コンビナート等防災計画を修正した次第です。

(2) 主な修正内容ですが、2点あります。

1点目は、既存計画に既に記載のある教育・広報の実施や情報伝達訓練の実施、防災体制や情報の収集・伝達について、臨時情報発表にも対応するよう追記しています。

2点目は、後発地震に備えたコンビナート企業の防災対応として、臨時情報について、各従業員に対して確実に伝達すること、日頃からの

地震への備えの再確認及び施設等の点検を実施、防災対応要員を確保するとともに、後発地震に備えてふだん以上に警戒することを追記しています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、次に⑩について、説明をお願いします。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 第2次大分県犯罪被害者等支援推進指針の策定について説明します。

お手元の資料15ページをお開きください。

1 背景及び目的等ですが、現行指針の期間が令和2年度末で終了することに伴い、これまでの成果や社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな指針を策定するものです。目的は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図ることであり、期間は5年間です。

2 指針の概要ですが、その下にあるように、五つの重点課題ごとに具体的な施策を取りまとめ、関係所属が連携して推進します。今回、拡充した施策には、下線を引いています。左上の第1 損害回復・経済的支援等への取組では、(4)の雇用の安定等において、二次的被害の防止に対する事業主の理解を深めるため、各種メディア等の活用や商工団体等との連携による効果的な広報・啓発を実施します。

右横の第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組では、被害者への支援を充実するため、性暴力救援センターにおける相談対応の24時間365日化を図ります。

左下の第3 刑事手続への関与拡充への取組では、性犯罪被害者からの証拠採取を促進するため、医療機関と連携して採取キットの整備を充実します。

右横の第4 支援等のための体制整備への取組では、市町村窓口の体制強化や民間支援員の養

成を進めます。

一番下の第5 県民等の理解の増進と配慮・協力への取組では、動画情報の提供など様々な媒体を活用して、県民の皆さまの理解増進に努めます。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、次に⑪について、説明をお願いします。

橋本自然保護推進室長 お手元に配付しているチラシとマスクを御覧ください。

第5回山の日記念全国大会を今年8月10日から12日の期間にくじゅう連山の麓、九重町等で開催します。適切なコロナ感染防止対策を講じた上で、記念式典や歓迎フェスティバル、エクスカージョン等を開催し、山の魅力に加え、山の恵みである温泉など大分の豊かな自然の魅力を全国にアピールしていきます。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、次に⑫について、説明をお願いします。

後藤危機管理室長 日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練に係る要請経緯等について御報告します。

お手元の資料16ページをお開きください。

日出生台米軍実弾射撃訓練に係るこれまでの経緯をまとめています。昨年2020年の訓練において、米軍が確認書に反して、午後8時以降の射撃を計5日間実施、また公表された訓練日数を超え、小火器訓練を実施しました。このため、同年3月2日に知事が河野前防衛大臣に対し、①20時以降の射撃自粛、②実弾射撃訓練の日数に小火器訓練を含むことの明確化の2

点を要請し、河野前大臣から日米合同委員会でしっかり議論するとの発言がありました。

その後、河野、岸両防衛大臣の下、頻繁に協議した結果、先週の3月18日、知事が岸防衛大臣に会い、昨年3月2日に要請した事項に対する回答を聞きました。しかしながら、この問題に対する米側の立場は固く、協議は全く前に進まなかったとのことでした。

結論については①20時以降の射撃自粛について、日米合意事項では射撃訓練を21時まで可能としており、これを変更することはできない。②また、実弾射撃訓練の日数に小火器訓練を含むことの明確化については、日米合意事項は4演習場におけるりゅう弾砲訓練と小火器訓練の射撃日数はそれぞれ年間最大35日で、変更することはできないとのことでした。

防衛省によれば、今回の協議結果の背景には、国際社会のパワーバランスが大きく変化し、厳しさと不確実性が増しているという、日本を取り巻く大変厳しい安全保障環境があるとのことでした。

具体的には、北朝鮮の核・ミサイル開発、中国の軍事力の近代化や我が国周辺での活動の拡大・活発化の傾向も継続しており、例えば、東シナ海においては、我が国の抗議にもかかわらず、中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海への侵入を繰り返していることをあげられていました。

この中で、両国は安全保障の基軸である日米同盟を一層強化していく必要があり、米側からは訓練の高度化に向けた要請もあったとのことでした。このような状況の下、日出生台演習場での米軍実弾射撃訓練は、沖縄の負担軽減だけでなく、我が国の防衛にとって非常に大事な訓練であることを御理解いただきたいとの説明を受けました。

県としては、厳しい安全保障環境を踏まえた米軍の即応性の維持の重要性を理解する一方で、今回の回答によって訓練拡大に歯止めをかける枠組みが後退したとは考えていません。県及び地元3市町が九州防衛局、自衛隊と締結している協定書や確認書は、周辺住民、県民の安全・

安心のための、日出生台演習場での大事なルールと認識しています。米軍の使用の場合もこのルールを尊重してもらいたいと考えています。

岸大臣から地元の負担軽減に引き続き力を注ぐとの発言があったので、知事から防衛省、九州防衛局に対し、本県と決めたルールを尊重し、可能な限り射撃時間が短縮されるよう努めてもらうよう機会あるごとに要請することをお願いしました。加えて、訓練が実施される場合は、県民の不安解消のため、その日数や内容について米軍からの情報収集を徹底し、早期に情報を開示するよう九州防衛局に求めています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 今、説明を受け、訓練の拡大を防止する枠組みは後退したわけではないと言われましたが、そう受け止めたということと言われたんですね。

ですが、訓練はどんどん拡大してきていますよね。白リン弾の訓練をしたり、いろんな時間も夜間が延びたり拡大してきている。それを大分県の住民の皆さんは非常に危惧していろんな声を上げている。そういう中で、後退だと受け止めていないと言うんですか。私は大変な後退だと、訓練の拡大だと、このままいくと、ますます拡大するのじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

後藤危機管理室長 20時以降の射撃の自粛については、地元の要請を受け、九州防衛局と私どもが結んだものです。この実効性を確保するため、国と国との約束事にしてほしいと要請していたわけです。これは無理だと、できなかったということは非常に残念ですが、一方、大分県はこのルール、日出生台演習場においては20時までだということは引き続き効力を持っている。これはやはり米軍にもしっかり尊重してもらいたいことを引き続き防衛局、それから、防衛省に訴えていく。この取組は変わらない、これで後退したものではない、引き続きやっていくと申したところです。

猿渡委員 訓練は、当初、始まった頃より拡大

してきているという認識はいいですか。

後藤危機管理室長 訓練が拡大しているというより、歯止めをかけるということでこういったルールを設けているのは、全国の五つの演習場の中で、唯一大分県だけです。その面では周辺の方々の負担軽減のため、このルールをつくり、それを米軍にも尊重してもらうため、いろんな活動をしてきた。今もその活動は続けており、今回の回答をもってこれがだめだったということではないわけで、周辺住民との約束で、これは当然、米軍においてもやはりそこを使う以上、これを尊重すべきだということを引き続き言っていきます。

猿渡委員 大分県も大いに努力されていると思っています。今後ともそういう努力をしていくことは大事だと思いますが、やはりこれだけ1年かけていろんな形で働きかけてきたけれども、米側が拒否をしたと。そういう中で、私はこのままいくとますます拡大していくのじゃないかな、なし崩し的になっていくのじゃないかということに危惧するわけです。ここまで努力して米側に働きかけてきたけれども、拒否される、受け入れられないということであれば、私は訓練を受け入れられないと。大分県としてはそこまで住民の立場に立って求めてきたけれども、受け入れてもらえないなら、私たちは訓練を受け入れられませんよと、拒否するべきではないかと私は思いますが、どうでしょうか。

後藤危機管理室長 今の枠組み、外交防衛については、国の専管事項なので、それを拒否することは選択肢にはないと考えています。

一方で、やはり周辺住民の負担軽減、安全・安心の確保は、我々地方自治体にとっては切実な問題ですので、そこはしっかり国を通して訴えていく。これが私どもの取れる唯一の方法だと考え、当然、そのために九州防衛局と確認書、協定書を結び、さらに、国と国との約束には至りませんでした。当然、それは米軍としてもしっかり尊重してくださいよということを何度も何度も申し上げる、これが私どもの今のスタンスです。

猿渡委員 やはり住民を守る、住民の立場に立

って国に物を言い、アメリカにも物を言うということ、あくまでも住民を守るということに徹していただく。そのためには、私はさきほど言ったような考え方ですが、国もそういう立場でアメリカにしっかり物を言っていたらいいと思います。申し上げ、終わります。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定していた案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別にないようですので、これをもって、生活環境部関係の審査を終わりますが、ここで、私からお礼を申し上げます。

〔井上委員長挨拶〕

〔高橋生活環境部長挨拶〕

井上委員長 ありがとうございます。

せっかくですので、今年度末で御勇退される皆さま、さきほど高橋部長から御挨拶いただいたので、そのほかの皆さまから、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

〔退職予定者挨拶〕

井上委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで暫時休憩します。

午後0時26分休憩

午後1時20分再開

井上委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより病院局関係の審査に入ります。

なお、本日は木田委員が欠席です。また、本日は委員外議員として吉村哲彦議員に出席いただいています。

それでは、まず、付託案件の審査を行います。

第13号議案令和3年度大分県病院事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

田代病院局長 まず最初に、第13号議案令和3年度大分県病院事業会計予算について御説明しますが、その前に、先日の予算特別委員会で御指摘いただいたので令和3年度予算にコロナの影響をどのように反映させたのかについて簡単に御説明します。

先日の補正予算議案でも御説明しましたが、コロナ禍の中、令和2年度の外来患者数は前年比約10%減、入院患者数は約5%減となる見込みです。特に、外来患者については、各種検診で要精密検査となった患者の落ち込みが顕著となっています。

令和3年度上半期は、コロナの影響が残り、患者減の状況が続くと想定していますが、下半期は、ワクチン接種が順調に進み、受診控えが少なくなれば、例年並みの患者数に回復すると見込んでいます。

収益については、令和2年度に入院・外来の単価が上がっているため、この下半期の患者数の回復分が今年度より増収となると見込み、予算に反映させています。

費用については、コロナに関連する施設整備等は、県や国の補助金等を活用して、本年度中にほぼ完了させているので、職員への特別手当等の人件費以外は予算計上していません。

簡単ですが、令和3年度予算編成にあたってコロナの影響を反映させた内容です。

それでは、令和3年度大分県病院事業会計予算について御説明します。

議案書では、72ページからになりますが、本日はお手元にお配りした令和3年度病院局予算概要に沿って御説明します。

なお、先日の予算特別委員会で御説明している内容と重複するので、説明については簡略化します。

それでは、病院局予算概要の1ページをお開き願います。

福祉保健部が所管している県立病院対策事業費の概要です。

一般会計から病院事業会計への負担金は、表の事業概要の病院事業会計負担金にあるように、14億7,733万4千円で、前年度と比べ、

1億4,912万7千円の増額となっています。増減要因としては、精神医療センターの運営に要する経費負担が半年分から1年分へ増額したことなどです。

一枚めくって、2ページをお開き願います。

病院事業における2年度当初予算との比較の概略です。

上段の収益的収支予算ですが、3年度の単年度損益は、1億700万円の黒字予定で、2年度と比較すると、増益となる見込みです。

下段の資本的収支予算については、大規模改修2期工事の終了などに伴い、収入、支出とも、2年度と比較すると減額となります。

3ページを御覧ください。

3年度予算の概要を千円単位で記載しています。

まず、収益的収入及び支出のうち、(1)病院事業収益について御説明します。左側の表ですが、医業収益は、入院収益、外来収益などの合計です。入院、外来患者数や、単価については、2年度決算見込みを基に算定しています。これに、医業外収益、特別利益を加えて、病院事業収益は、右の表の一番下の合計の欄にあるように、190億4,801万6千円です。

次のページをお開きください。(2)病院事業費用についてですが、職員の給与費、薬品費等の材料費、減価償却費などで構成される医業費用に、医業外費用、特別損失を加えて、右の表の一番下、合計の欄にあるように、189億4,115万5千円です。

次に、5ページを御覧ください。

資本的収入及び支出についてです。

(1)の資本的収入は、左の表に掲載している企業債、負担金で構成され、合計8億5,367万3千円です。

また、右の表(2)資本的支出は、建設改良費と企業債償還金及び他会計からの借入金償還金で構成され、合計19億5,639万9千円です。なお、3年度は、MRIの更新を予定しています。

次のページをお開きください。

令和3年度予算のうち県立病院精神医療セン

ター分について御説明します。

3の(1)病院事業収益、また右の表(2)病院事業費用ともに、5億6,122万8千円です。なお、収益、費用ともに同額ですが、一般会計からの負担金を除くと、1年で約3億5千万円の赤字となる見込みです。

また、4の資本的収入及び支出のうち、(1)の資本的収入は、3,419万2千円、右の表(2)資本的支出は、1億1,078万5千円です。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第27号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

笹原医事・相談課長 それでは、第27号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明します。

議案書は291ページですが、お配りしている福祉保健生活環境委員会資料で御説明します。1ページをお開きください。

まず、1の要旨ですが、平成28年3月に軽減税率制度導入の関係の消費税法の一部改正があり、大分県病院事業に係る料金条例に引用している非課税となる資産の譲渡等を規定する別表第一が別表第二に改められたため、平成28年7月に条例改正を行いました。

施行期日は、一部改正法の施行期日である平成33年4月1日と同様にしていましたが、法の施行期日が令和5年10月1日に改められたことから、一部改正条例の施行期日について改

正を行うものです。

2の改正内容については、施行期日を平成33年4月1日から令和5年10月1日に改正するものです。

3の施行日は、公布の日からとしています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

笹原医事・相談課長 第28号議案権利の放棄について御説明します。

議案書は292ページからですが、福祉保健生活環境委員会資料の2ページをお開きください。

この議案は、大分県立病院の医業未収金に係る債権のうち、回収が不能なものについて、権利放棄の議決をお願いするものです。

1の債権放棄の院内基準ですが、(1)5年以上経過した未収金で、住民票調査により債務者が行方不明のとき、(2)患者本人が死亡しており、債務を継承する相続人が不存在であるとき、(3)自己破産により債務免除のあったもののいずれかに該当する場合に債権放棄の対象者としています。

この基準に基づき、今回は2の表の①行方不明者分と③自己破産者分を合わせて、計58名、386万4,992円の権利放棄をお願いするものです。

3の未収金回収の取組ですが、一つ目、二つ目のマルについては、平成28年度から未収金担当者の専任化を図るとともに専用電話を設置

し、毎週1回、夜間に電話による督促や文書による催告を行っています。

また、平日の訪問徴収に加えて月1回、休日にも訪問徴収を行うなど対策を強化しています。

また、三つ目のマルですが、平成25年度から、発生後1年を経過した未収金で徴収が困難なものについては、回収業務を弁護士法人に委託しており、さらなる回収に努めています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 未収金が増えているのでしょうか。数年の動きはどうでしょうか。

笹原医事・相談課長 現年の発生分で、過年度分ですが、年々減少の傾向にはあります。

河野委員 この中で外国籍の方の分の額が分かれば教えてください。

笹原医事・相談課長 外国人は今回一人おられて、金額は1,190円となっています。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

予定していた案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別にないようですので、これをもって、病院局関係の審査を終わりますが、ここで、私からお礼を申し上げます。

〔井上委員長挨拶〕

〔田代病院局長挨拶〕

井上委員長 ありがとうございます。

せっかくですので、今年度末で御勇退される皆さま、さきほど田代病院局長から御挨拶いた

だいたので、そのほかの皆さまから、一言ずつ、御挨拶をいただきたいと思います。

〔退職予定者挨拶〕

井上委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもって、病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

井上委員長 これより福祉保健部関係の審査に入ります。

なお、本日は木田委員が欠席です。また、本日は委員外議員として吉村哲彦議員に出席いただいています。

それでは、まず、付託案件の審査を行います。

初めに、総務企画委員会から合議のあった第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、第21号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

北村薬務室長 委員会資料の1ページをお開きください。

第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正と、第21号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について御説明します。

なお、議案書はそれぞれ197ページ、202ページですが、委員会資料で説明します。

1の改正の理由についてですが、このたび、医薬品医療機器等法が一部改正され、薬局に関する都道府県知事の認定制度が新設されました。これに伴い、地域の医療機関などの関係機関との連携やより高度な専門知識を有する薬剤師を配置していることなど、特定の機能を有する薬局について、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局として、知事が新たに認定することとなります。知事から認定を受けた薬局においては、これらの名称を表示することが可能になることから、患者はより自分に適した薬局を選択できるようになります。

2の条例改正の概要についてですが、この改正に伴い、大分県使用料及び手数料条例と大分県の事務処理の特例に関する条例の二つを改正します。

まず、(1)の大分県使用料及び手数料条例についてですが、さきほど御説明した地域連携薬局と専門医療機関連携薬局に係る認定申請手数料と認定更新申請手数料を新設するとともに、書換え交付申請手数料と再交付申請手数料の欄に、新たにこれらの薬局の認定証についても追加します。

次に、(2)の大分県の事務処理の特例に関する条例についてですが、この条例は、地方自治法に基づき、知事の権限に属する事務の一部について、市町村長に権限移譲を行うものです。医薬品医療機器等法に基づく事務の一部については、この条例に基づき、保健所設置市である大分市に移譲していることから、法改正に伴い、大分市内の薬局が大分市保健所を経由して県に申請ができるよう、条例を改正するものです。

資料に記載しているとおり、認定・審査事務は県が行いますが、手数料の徴収事務や申請書の受付については大分市へ移譲します。

3の施行日についてですが、医薬品医療機器等法の一部改正の施行日である令和3年8月1日としています。なお、認定申請の受付については、2か月前の令和3年6月1日より可能としています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第20号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案のうち、

本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第21号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

それでは、第1号報告令和2年度大分県一般会計補正予算(第8号)のうち、本委員会関係部分、第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分、第3号議案令和3年度大分県国民健康保険事業特別会計予算及び第4号議案令和3年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

廣瀬福祉保健部長 それでは、第1号報告令和2年度大分県一般会計補正予算(第8号)並びに第1号、第3号、第4号議案の令和3年度一般会計及び特別会計予算のうち、福祉保健部関係について御説明します。

まず、補正第8号についてですが、コロナ禍にあっても、希望する時期の結婚を後押しするため、新型コロナ対応ウエディング応援事業に係る経費を計上しており、2月に専決処分しました。

委員会資料の2ページを御覧ください。

福祉保健部関係の補正第8号の予算額は、表の左上、区分の上から2段目、福祉保健部部計の①2億2千万円です。既決予算にこれを加えた福祉保健部の2月専決後の予算額は、一番下の段の②1,417億3,616万円となります。

3ページをお開きください。

番号1新型コロナ対応ウエディング応援事業費補正予算額2億2千万円です。

コロナの影響により、結婚式や披露宴をあげるカップルの数は、半減している状況です。そこで、結婚を考えている、あるいは結婚を迷っているカップルが、コロナ禍にあっても、希望する時期に、挙式・披露宴を実施できるよう支援することにより、その先にある妊娠、出産の希望の実現を県として後押ししていきたいと考えています。

具体的には、ガイドラインに基づく感染防止策を講じた安全な結婚式・披露宴を開催する県内在住の夫婦に対し、10万円を上限に、経費の2分の1を助成します。今年1月から12月までの結婚式等を対象としています。

第1号報告に係る説明は以上です。

続いて、第1号、第3号、第4号の計3議案について御説明します。説明は、お手元の冊子福祉保健部予算概要を使って行います。

3ページをお開きください。

まず、(1)一般会計ですが、表頭の左から2番目、予算額(A)の福祉保健部①の計欄にあるように、1,225億4,228万4千円です。これを表の右側、2年度当初予算額(B)と比較すると、前年度対比で189億29万円、率にすると、18.2%の増となっています。

この主な理由は、新型コロナ対策予算が、令和2年度は当初予算では計上されていなかったことから、当初予算の比較で皆増の扱いとなるためです。

続けて、4ページを御覧ください。

(2)特別会計ですが、当部所管の国民健康保険事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計等について、予算額(A)の計欄にあるように、1,192億1,271万5千円を計上しています。

なお、今回の予算に係る重点事業等については、15日月曜日の予算特別委員会にて御説明したので、本日はそれ以外の主な事業と債務負担行為の内容について、担当課・室長より説明します。

幸福祉保健企画課長 14ページをお開きください。

事業名欄4番目の社会福祉施設職員等確保支援事業費460万5千円です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症患者の発生等により、職員の不足が生じた社会福祉施設のサービス継続を図るため、他施設からの職員の派遣調整を行うとともに、派遣職員に要する損害保険料等を負担するものです。

一丸医療政策課長 30ページをお開きください。

上から2番目の在宅医療提供体制整備事業費2,056万2千円です。

この事業は、地域包括ケアシステムの基盤の一つである在宅医療提供体制を強化するため、在宅医療に携わる医療従事者等の研修を行うほか、人生会議の普及啓発を行うものです。

四つ目の二重マル、在宅医療・人生会議に関する地域セミナーの開催では、県民を対象に、人生会議をはじめ在宅医療の理解促進のための地域セミナーを開催します。

また、五つ目の二重マル、人生の最終段階における医療体制整備事業では、人生の最終段階における医療・ケアに関する患者の相談に対応できる人材育成のための研修を実施します。

次に、33ページをお開きください。

一番上の新型コロナウイルス対応医療機関等支援事業費3,129万円です。

この事業は、クラスター発生時におけるさらなる感染拡大の防止や、医療提供体制の維持のため、人的支援が必要な医療機関等へ医師や看護師等の医療従事者を派遣するものです。

一つ目の二重マル、DMAT派遣に要する経費では、クラスターの発生当初において陽性患者等の情報収集や状況把握をはじめとして、人員や物資の確認・手配等を行います。

また、二つ目の二重マル、医療従事者派遣に要する経費では、クラスターが発生した医療機関における診療体制の維持や再開に向け、当該医療機関の診療活動を支援します。

木内国保医療課長 64ページをお開きください。

一番下の糖尿病性腎症重症化予防推進事業費2,489万9千円です。

この事業は、人工透析の導入回避につなげるため、かかりつけ医と糖尿病や腎臓病の専門医等との連携を推進し、患者の個別支援の強化を行うものです。

一つ目の二重マルでは、令和2年度に引き続き、かかりつけ医の診療の支援等を行う腎症重症化予防専門外来を大分大学医学部附属病院に設置します。

また、二つ目の二重マルでは、治療中断者や未受診者を医療機関への受診につなげるため、個別通知や電話により、かかりつけ医への受診勧奨を徹底するものです。

最後に、三つ目の二重マルでは、腎症の重症化リスクが高い中年期を対象にしたオンライン方式の導入などによる保健指導の強化を行うものです。

黒田高齢者福祉課長 71ページをお開きください。

一番上の外国人介護人材確保対策事業費3,277万9千円です。

この事業は、県内の介護人材不足に対応するため、外国人介護人材が円滑に就労・定着できる取組を行います。

一つ目の二重マル、人材受入体制の構築支援では、外国人介護人材の円滑な受入れと就労定着を図るため、外国人介護人材の受入れに関する協議会や受入施設等に対する研修会を開催します。

また、三つ目の二重マル、入県後支援では、外国人介護人材を受け入れる施設に対し、受入れに要する経費を助成するとともに、外国人介護人材向けの集合研修等を実施します。特に、受入れに要する経費の助成については、新たに、コロナ禍による入国後の待機期間中の滞在経費を含む、外国人介護人材受入れの初期費用に対し助成します。

次に、72ページをお開きください。

一番下の自立支援型サービス推進事業費1,627万5千円です。

この事業は、高齢者が元気に生活し続けることができる地域づくりを推進するため、支援が必要な高齢者を短期集中予防サービスの積極的

な利用につなげる仕組みを構築するものです。

一つ目の二重マル、ICTを活用した自立支援型ケアマネジメントの推進では、介護支援専門員による自立支援型ケアマネジメントを推進するため、ICTシステムを活用し、アセスメントスキルの平準化及び効率化を図ります。

また、二つ目の二重マル、自立支援に向けたインセンティブ（加算）の創設では、短期集中予防サービス事業所の安定的なサービス提供を促すため、利用者の生活機能改善と社会参加等へつなぐことを評価する加算制度を創設します。**首藤こども未来課長** 93ページをお開きください。

一番上のライフデザイン創造促進事業費670万7千円です。

この事業は、若い世代が将来の仕事、結婚、子育てなどをイメージし、自らの生き方を考える機会を増やすため、高校生などが興味を持ちやすい啓発冊子の作成等を行うものです。

一つ目の二重マル、高校生向けの啓発では、高校生向けにライフデザインを考えることの重要性を伝えるため、啓発本を作成します。

また、二つ目の二重マル、若者向けの啓発の一つ目の中ポツのとおり、新成人向けに、結婚、子育て、働くことなどについて、より具体的、複合的に考えるための冊子を作成するなど、啓発していきます。

次に、94ページを御覧ください。

一番上の不妊治療費助成事業費5億2,408万7千円です。

この事業は、不妊治療の経済的負担を軽減するため、保険適用外の特定不妊治療を行う夫婦に対し、市町村にも負担をお願いしながら、自己負担がおおむね3割となるよう国の制度に県独自で上乗せをして助成するものです。また、不妊・不育を心配する夫婦に対し、早期の検査受診を促すため、検査費用を助成します。

なお、一つ目の二重マル、不妊治療費助成事業については、令和3年1月1日以降の治療終了分から所得制限を撤廃して助成し、事実婚のカップルも対象とします。

河野こども・家庭支援課長 104ページをお

開きください。

下段の里親リクルート地域連携事業費1, 439万1千円です。

この事業は、社会的養護を必要とする児童が家庭的な環境で生活できるよう里親委託を推進するため、里親リクルート活動等を実施するものです。

一つ目の二重マル、里親リクルート推進費では、里親リクルート活動員を中央児童相談所に1名配置し、里親制度の普及啓発や新規登録者の募集等を行います。

また、二つ目の二重マル、市町村連携コーディネート事業費では、4市に家庭養護推進員を配置し、地域の子育て支援を担う団体等で活動されている方などをターゲットにきめ細かなリクルート活動を行います。

藤丸障害福祉課長 120ページをお開きください。

上から2番目の障がい者差別解消・権利擁護推進事業費1, 674万3千円です。

この事業は、障がいを理由とする差別の解消と権利擁護を推進するため、相談支援体制の整備などを行うものです。

一つ目の二重マル、障がい者差別解消・権利擁護推進センター運営委託料では、障がい者差別解消・権利擁護推進センターに専門相談員を配置し、相談者への助言や情報提供及び関係者間の連絡調整等を行います。

また、一番下の二重マル、手話理解促進事業委託料では、大分県手話言語条例が制定されたことを踏まえ、手話に対する県民の理解促進や手話による円滑な意思疎通のための環境整備のため、手話がより身近に感じられる動画の作成など、手話の普及等を進めます。

次に130ページをお開きください。

上段の障がい児発達支援早期利用促進事業費321万3千円です。

この事業は、障がい児への早期支援を促すため、未就学児の児童発達支援等の利用に係る保護者負担を全額免除する市町村に対して助成するものです。

一つ目の中ポツですが、対象施設は児童発達

支援事業所等であり、二つ目の中ポツのとおり、対象者は、国の制度における無償化の対象とならない、0から2歳児で、利用者負担を全額免除するものです。

首藤こども未来課長 債務負担行為について説明します。

お手元の議案書17ページをお開きください。

一番下の5番、おおいた子育てほっとクーポン活用事業ですが、期間は令和3年度から6年度までで、限度額は、5, 474万7千円です。

これは、クーポンの有効期限を出生から3年間としていることから、その期間内にクーポンが全て使用された場合の額を計上しています。

河野こども・家庭支援課長 18ページをお開きください。

一番上の6番、二豊学園施設改修事業ですが、期間は令和3年度から4年度までで、限度額は、6, 135万3千円です。

これは、ウィズコロナも見据えた生活環境の改善を図るため、二豊学園内にある寮の居室の個室化及び浴室の個別化を実施するものです。改修工事の完了が令和4年の6月頃を予定していることから、所要の工事費を計上しています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 いろいろと新たな取組も予算に上がっており、感謝しています。

まず、33ページ、DMATの関係ですが、クラスターが発生したときに派遣すると言うんですが、どこから派遣するのでしょうか。前も聞いた気がします。

一丸医療政策課長 DMAT派遣についての御質問をいただきました。

DMATに関しては県内に指定病院が22病院あります。こうしたクラスター以外にも通常災害と言いますか、交通事故とか、そういう局地災害にも対応するようになっているので、そういった22病院から派遣することになります。

猿渡委員 病院はどこも人員的にぎりぎりの状況ではないかという認識がありますが、派遣元のところは、派遣しても大丈夫な状況で回って

いくのか気になります。

一丸医療政策課長 派遣対応する部署は救急とか、そういったところがメインになると思います。

ここで、このクラスターの件で言えば、呼吸器とか内科とかの対応になるかと思うので、かぶる医者とか看護師も当然いると思いますが、派遣可能などから調整して派遣することになると思います。

猿渡委員 今回のコロナのことで感じるのが、医療現場とか介護の現場もそうですが、ふだんからぎりぎりの状態で回っていて、そこでクラスターが発生したとか、何かあったとき、やはり非常に難しい状況に陥るといっているのを感じているので、これは大分県だけでというのは難しいと思いますが、やはり全体的にふだんから余裕があるような状況でない大変だなと感じており、その辺の改善に向け、いろんな努力がいろいろではないかと思っています。そこは要望しておきます。

あと2点ありますが、一つが、今、コロナ禍で子育て世代の貧困だとかが問題になっていますが、生理用品の支援が必要ではないかと思っています。女性の生理の貧困ということが言われていて、海外でスコットランドとか、ニュージーランドとか、フランスでも生理用品を無償で提供しようと、政府がそこに乗り出して、そういう動きが始まっています。

そういう中、なかなか表に出にくい問題ですし、これは学生の団体の調査で、10人に1人が食料か生理用品かの選択を迫られていることが分かって、フランス政府は9月までに全国1,500か所に配布場所を設け、全学生への提供を目指す動きが始まっています。

日本でも5人に1人の若者が金銭的理由で生理用品を買うのに苦労したとオンラインのアンケートで、これはまだ途中結果ですが、そういう結果も出て公表されています。何らかの形で、これはどこが担当になるのかも難しく、貧困対策かと思いますが、そういう支援も必要ではないかと。そのことによって学校に行かない子が出たりということも海外でも問題になり、政府

も動き出したということがスコットランド等であっているわけです。その点について県の考えをお聞きしたいのが1点。

もう一つは、福祉施設が今、非常に増えています。障がい児の関係とかもたくさん増えていますが、そういう中、質の低下を危惧する声を聞きます。働いている方々からもいろんな声を私は聞きますが、非常に人材確保が難しいことも影響して質が下がっているのじゃないか。

例えば、コロナ対応にしても十分できているのかとか、利用者への対応にしても気になる点があるとか、いろんなことが耳に入ってきます。

一つは、福祉の事業所で職員がどんどん入れ替わるところがあると思います。やはりそういうところについては内容がどうなのか、働き方がどうなのかということに気をつけながら調べたり、指導したりということが必要だと思います。これは全体的な福祉、いろんな分野に関わり、その点が気になっていますが、どうでしょうか。**河野こども・家庭支援課長** 貧困家庭の生理用品の件について御質問いただきました。

猿渡委員が御指摘のとおり、ひとり親家庭や貧困家庭において、生理用品を用意するのがとても大変だという声は伺っています。

そういう中で、現在、大分県内にあるすみれ学級という子ども食堂とかをやっている団体は大分市内で主に活動していますが、生理用品等を月に一度、あるいは、2か月に一度とか定期的に配布しています。その団体に聞いたところ、いつもは子ども食堂に来ない子どもが、生理用品を配る日にはわざわざ来るという話もあります。こういった実態を鑑みて、国でも今、この問題について取り上げているので、今後、国の動向を注視しながら、大分県でもそういった家庭に何らかの支援ができないか、検討していきたいと思います。どうもありがとうございます。

それから、二つ目の福祉施設の職員の定着の件ですが、こども・家庭支援課で所管している児童養護施設等は、365日24時間態勢で、被虐待の子どもも増えているということで、非常に困難な職場で、定着が課題になっているの

も確かに伺っています。

そういう中で、民間施設給与等改善費等を活用して職員の定着に向け、いろいろな努力をされており、福利厚生だったり、いろいろな制度等を活用し、人の手配ができるようなことをやっています。県も監査を通じて、職員の働き方改革等に向け、超勤時間だったり、いろいろな確認をされており、質の低下を起こさないために、職員の養成、それから、確保をきちんと指導していきたいと思えます。

河野委員 2点お伺いします。

まず、予算概要の72ページの自立支援型サービス推進事業費について、この一番上の二重マルのところですが、介護専門職員によるアセスメントスキルを平準化する、要は評価技術、評価能力の平準化という形で、要介護者が自立に向け、どういう能力を持ち、どういう方向性で指導すればいいとか、そういった評価の手法を平準化していくことを書かれていると読みましたが、この辺が分かりにくかったので説明いただきたいという願いが一つ。

それからもう一点は、130ページの障がい児発達支援早期利用促進事業費について、今、具体的に来年度予算の審議があるということではっきり書けなかったのじゃないかと思いますが、県内で18市町村のうち、これを使わないというか、事業化しないところがあるか、教えてください。

黒田高齢者福祉課長 自立支援型サービス推進事業費について御質問いただきました。

こちらは短期集中予防サービスと言って、日々の生活の中で、例えば、歩行とか入浴とか、少し生活機能が低下して、そういったところに問題を抱えている高齢者に、短期集中的に3か月から6か月ほど専門職等がトレーニングをし、そういった機能を改善し、日常の生活に戻っていただく、そういったサービスです。

今回、こうしたサービスを取り入れてもらうことが適切な方の選定がなかなか非常に難しいという声をいただいております、例えば、入浴ができないとなったとき、入浴のどこの工程ができないのかというところが非常に課題になってき

ます。またぐところができないのか、それとも洋服を脱ぐところができないのか、そういったところの細やかな分析が非常に難しい。そこがあつて初めて、どのサービスにつなぐことが適切なのかという判断ができるということで、今回、ICTを活用したケアマネジメントの推進では、今、体温計開発のオムロンと協定を結び、そういった分析を平準化できるシステムを開発しており、そういったモデル的な活用を今、進めているところです。

藤丸障害福祉課長 障がい児発達支援早期医療促進事業ですが、この事業を始めるにあたり、各市町村に照会したところ、全市町村で導入するというところで、昨年10月1日時点で、122人が対象になると把握しています。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

まず第1号報告について、本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

次に、第1号議案について、さきほど審査した生活環境部関係部分とあわせて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

井上委員長 御異議があるので、挙手により採決します。

第1号議案について、可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

井上委員長 賛成多数です。

よって、第1号議案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

次に、第3号議案について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第22号議案指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

黒田高齢者福祉課長 委員会資料4ページを御覧ください。

第22号議案指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について御説明します。

なお、議案書は204ページですが、委員会資料で説明します。

まず、1改正理由ですが、本年1月の国による介護保険サービスの運営基準等を定める省令の一部改正に伴い、関係条例について、見直しを行うものです。

2改正する条例は、表に記載している九つの条例です。

続いて、3主な改正内容ですが、介護保険サービス事業所における感染症や災害への対応力を強化し、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築するため、指針の整備や研修・訓練の実施、事業継続計画の策定を運営基準に義務付けるものです。

また、地域包括ケアの推進を図るため、介護に関わる職員の認知症対応力の向上を図られるよう、介護に直接携わる職員の認知症介護基礎研修の受講を義務付けるなどの改正を行うもの

です。

なお、義務付けられた事項については、3年間の経過措置を設けることとしています。

最後に、4施行期日についてですが、本年4月1日としています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

藤丸障害福祉課長 委員会資料の5ページをお開きください。

第23号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について御説明します。

なお、議案書は239ページですが、委員会資料で説明します。

1の改正理由ですが、厚生労働省が、指定障害福祉サービス等の基準等を定める省令を一部改正したことに伴い、所要の改正を行うものです。

対象は、次の2改正する条例の1から9に掲げている条例と平成30年度一部改正条例の附則部分です。

次に、3主な改正内容ですが、まず、(1)感染症や災害への対応力の強化です。指針整備、研修・訓練、業務継続計画策定等を義務付けるものです。

次に、(2)の福祉・介護職員の負担軽減で

す。ハラスメント対策推進を義務付けるとともに、従来対面で実施する必要があった会議でテレビ会議等を活用できるよう取扱いを緩和するといったものです。

3点目は(3)の虐待防止です。委員会の設置、従業者に対する研修等を義務付けるものです。最後に、4の施行期日ですが、本年4月1日としています。義務付け規定については、1年から3年の経過措置を設けています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、さきの第4回定例会において採択した請願の処理の経過と結果について、執行部から報告を求めたいと思います。

一丸医療政策課長 お手元の黄色の請願処理結果報告の1ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症に伴う鍼灸マッサージ施術所への支援を求めることについてに関する請願について、処理の経過及び結果を御説明します。

一については、政府に対し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充等を図り、経営安定化のための財政支援を県として要望しています。

二については、一と同様に、政府に対して財政支援を要望していますが、今後、感染拡大等により市場からの調達が困難になった場合には、県が保管する衛生資材を配布したいと考えています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

河野委員 国に要望しているということについて、何かレスポンスがあるかどうか伺います。

一丸医療政策課長 今のところまだありませんが、引き続き要望していきたいと思います。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で、請願処理結果の報告を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①について、説明をお願いします。

藤内感染症対策課長 お手元に新型コロナウイルス感染症の現状についてという別葉のA4縦の資料があるので、それを御覧ください。

世界の発生状況です。世界で1億2千万人を超える感染者、死亡者も270万人を超えています。今年1月以降、6週間続けて順調に感染者が減っていましたが、感染力の強い変異株が世界的に感染し始めたことから、3週間続けて感染者が増加し、現在、1週間に300万人ずつ新たな感染者が発生している状況です。

国内の感染状況は別の資料で説明します。

3の県内の発生状況ですが、これまでに1,301人の感染を確認しており、現在、入院患者が9人、宿泊療養者はいません。1,269人の方が退院され、22人の方が残念ながら亡くなられています。

下の表を御覧いただきたいと思いますが、3月1日から7日までの1週間で4人、3月8日から14日までの1週間で1人、3月15日から21日、昨日までの1週間で3人という状況になっており、直近の3週間で8人の新規感染者を確認しています。

右側に、これまで県内で確認されたクラスターの一覧を載せていますが、高齢者福祉施設におけるクラスターも全て収束しています。

次のページを御覧ください。

国内の感染状況です。

赤い折れ線グラフを御覧ください。1週間の新規感染者の平均値の推移です。1月の緊急事態宣言以後、順調に減ってきましたが、報道で伝えられているとおり下げ止まり、全国のこの数字を見ても、最近、徐々に増加に転じている状況です。

下は、大分県の新規感染者数の推移ですが、最近1週間当たり平均0.43というような数字で推移しています。

次の3ページを御覧ください。

地域ごとの国内の感染状況です。

一番右側の列の太い枠の中の数字が直近の1週間とその前の1週間の比較で、サンカクがついているところは減っていることになります。例えば、北海道は1.20、東京は1.11増えており、神奈川、埼玉、千葉は少しずつ減ってきていますが、関西圏、大阪府や兵庫県ではかなり増えている状況にあります。いずれも、この地域での変異株の感染がその背景にあると考えられます。

九州・沖縄ですが、福岡県は少し減ったと言いますか、同じぐらいの状況です。佐賀県が3週間前からその次の週にかけてかなり増えていましたが、落ち着きを取り戻しています。

以下、南九州各県は、大分県も含め、非常に落ち着いた状況ですが、下から2段目の沖縄県は前の1週間と比べ5.51増え、直近1週間では人口10万人当たり17.55ということで、全国で2番目に多い状況になっています。

次のページを御覧ください。

人口10万人当たりの1週間の新規感染者数を多い順に並べていますが、沖縄県がさきほど申したように2番目に多いわけですが、それより多いのが宮城県で、最近いくつものクラスターが新規に発生している状況です。

九州各県で見れば、福岡県が16位、佐賀県が25位、熊本、鹿児島、現在、大分県が43位、さらにその下に長崎県、宮崎県ということで、九州各県とも非常に落ち着いた状況です。

次の5ページを御覧ください。

毎回、県内の感染状況を示すステージ表ですが、最も落ち着いたステージ1の状況です。

特に注目していただきたいのは、一番右側のPCR等の陽性率です。これだけ感染者は減ってきましたが、この1週間でPCRや、抗原検査、合わせて2,902件の検査を実施しています。1日当たりに直すと大体400件で、県内の医療機関においては、これだけ落ち着いた状況になっていますが、万が一、コロナではないかと疑って、これだけの検査を実施していただいています。この1週間では2,902件のうち、わずか2件が陽性という状況です。

次のページを御覧ください。

時間が限られますので、ワクチンの最新の状況を簡単に御紹介します。

まず、高齢者施設に入所している方に対するワクチンの先行接種を進めていきたいと考えています。御案内のように、高齢者は医療従事者に続いて優先接種の対象となっていますが、4月中は、この高齢者向けのワクチンの供給量が極めて限定的であるため、まずは高齢者施設、具体的には特別養護老人ホームや老人保健施設に入所している高齢者を対象に、先行して接種を開始する予定です。

この高齢者施設においては、嘱託医であったり、老人保健施設の所属長と言いますか、施設長が医師の施設もありますが、こうした医師がその施設に出向いて接種を行う巡回接種の形態を取り、巡回接種の課題等を洗い出すことも必要と考えます。

また、現在、医療従事者の優先接種が進められていますが、医療従事者の優先接種と高齢者の接種が同じ医療機関で並行で進められると混乱を来すので、まず、高齢者については施設入所者に対して接種を行うことで、この医療機関における現場の混乱を少しでも避けられればと考えています。

ワクチンの配分状況ですが、19日の週までに県内で22箱、そして、26日の週以降で18箱、合わせて4月中に40箱、1万9,500人の高齢者2回分のワクチンが供給されます。1万9,500人、県下37万人の高齢者と高齢者施設の職員を合わせると40万3千人ですが、それから見ると、本当にごくごく限られた

量になります。

そこで、2の接種対象者にあるように、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームや老人保健施設の入所者とその従事者でほぼ1万9,500人分でカバーできると見えています。

また、巡回接種ですので、ワクチンの管理であつたり、接種後の副反応等への対応についてももしっかり準備をして進めたいと思います。

また、接種券については、施設に入所されている方の接種券をそれぞれ市町村が出力して施設に届けていただく対応をしたいと考えています。

なお、施設に入所されていない一般の高齢者の接種券は、4月12日以降、各施設が接種開始時期にあわせて時期を設定して順次送付することになっています。

相談窓口は、既に先週御案内しましたが、3月17日に新型コロナワクチン副反応等専用電話相談を県の薬剤師会に委託し、24時間対応で開設しています。持病があるが接種できるかとか、副反応に対する心配の相談に対応できるようにしています。

次の7ページに変異株についての情報を載せていましたが、昨日、県内で1例目の疑い例が発生したので、別葉1枚紙、新型コロナウイルス変異株疑いの発生についてで紹介したいと思います。

まず、事例の概要ですが、10代の学生、別府市在住の方です。関西に滞在し、県に戻った後、症状が出て、3月19日、医療機関を受診しています。その際も感染対策をきっちりして受診、診察をしていただいています。おとといPCR陽性になり、昨日公表しました。

このケースは県の衛生環境研究センターで変異株のスクリーニング検査を実施して陽性が確認されたものです。あくまで今の段階では変異株の疑いということで、検体を国立感染症研究所に送付し、変異株の確定の検査を行います。結果は7日から10日後と聞いています。

この方は、発症の2日前から診断がつくまで医療機関受診以外には外出をしておらず、県内に濃厚接触者はいない状況で、このことから、

今回、この変異株疑い例、県内で1例目が出ましたが、この方から県内への感染拡大の可能性は低いと見えています。既にこの方は感染症指定医療機関等に入院しています。

昨日、1例目の疑い例の発生に伴い、変異株の感染防止は、従来、県民の皆さんにお願いしてきた入念な手洗いといったような感染対策は有効ですよ、引き続き、この感染対策をしっかり徹底してくださいというメッセージを出させていただきました。

また、緊急事態宣言が解除された後の地域で外出自粛要請とか営業時間の短縮要請を行っている地域の往来は慎重に判断していただきたい旨も伝えました。

次の日本での検出状況ですが、先週3月16日の時点で26都道府県で399株の変異株を確認しています。イギリス株が最も多いですが、この他、大分県を含む10県で疑い例、つまり、まだ国立感染症研究所でイギリス株か、南アフリカ株か、ブラジル株か確定はしていませんが、疑い例が10件検出されています。九州各県では鹿児島県と沖縄県でイギリス株が検出されており、福岡県もこの3日間で8例ほど疑い例が検出されていると報じられています。

衛生環境研究センターでの検査体制ですが、国立感染症研究所に検体を送って検査していただいております。これまで送った分は全て従来型、つまり変異株でないという判定をいただいております。

2月15日から県の衛生環境研究センターで変異株のスクリーニング検査を開始しています。大分市保健所や医療機関でのPCR検査陽性も含め、検査が可能な検体は原則、全例検査を実施しており、昨日までに24例の検査を実施し、24例目が初めて疑い例として判定された状況です。

少し説明が長くなりましたが、3月4日以来の新型コロナをめぐる動きについて報告させていただきました。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 まず、変異株の疑いがある方についてです。大分県内で濃厚接触者はないということですが、関西から帰ってくる移動中とかを心配しなくていいのかというのが1点です。

それと、検査キットを高齢者、障がい者の入所施設に配布し、2回目の分も予算を組んだわけですが、先週の分は予算特別委員会で聞きましたが、利用状況と言うか、活用している件数がどのくらいか、教えてください。医療関係者は病院でできる体制になっていますか。

その辺と、配布している数に余裕があると思うので、2回目配布するときは、今、配っているところ以外の、例えば、入所ではなく、通所の高齢者の事業所とか、新たなところに配布してはどうかと。保育関係だとか、そういうところを含めて考えられないのか。

もう一つ、体調が悪い際に検査キットを使うということですが、介護関係の方など、例えば、冠婚葬祭も我慢してとか、身内が県外で結婚だとか、亡くなったりだとかあっても県外に行けないとか、子どもが生まれても里帰り出産した場合に赤ちゃんに会いに行けないとか、そういうことまで我慢して外出を本当に控えて仕事に携わっていますが、例えば、そういう冠婚葬祭で県外に行って帰ってきたとか、出張に行って帰ってきたとか、そういう際に検査キットを使えないのか、使えれば安心してまた仕事に携われると思いますが、どうでしょうか。

藤内感染症対策課長 まず、変異株の事例ですが、幸い、この方が関西から県内に戻る移動中が発症の2日以上前でしたので、他の人に感染させる期間ではなかったということで、移動中接触については感染の可能性がないと見ています。

それから、入所施設への職員の迅速診断キットの配布ということですが、13日時点で131件の利用があったと報告いただいています。今日また報告がありますが、今日の分の報告はまだいただけていません。

そういう意味では、まだ各医療機関とも余裕がある状況なので、すぐに2回目の配布を行わなければならない状況にはないと見ています。

そして、医療機関においては当然、外来等で迅速診断キットを使えるし、診療報酬に基づいて検査もできます。検査費用については、自己負担分が公費の対象になるので、職員の負担なく検査できる部分は医療機関のメリットかと思っています。そういう意味で、今回、高齢者施設や障がい者施設などの入所施設に限定して迅速診断キットを配布した次第です。

そこで、2回目は通所施設とか、幅広く配布の対象にしてはどうかということですが、現在、使っているところの検証をしているので、その検証結果を見て、範囲をどうするか改めて考えたいと思います。

最後に、今、原則勤務中に軽微な症状であれ、症状があればすぐに検査していただくという形で使っていますが、委員が御指摘のように県外に滞在して大丈夫かといったような場合、使いたい、使ってはだめなのかというような照会が来ています。さきほど申したように、有症時の検査は意外とまだ少ないし、余裕もあるので、少しそのあたりは幅を広げてもいいかなと考えています。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、②から④について、説明をお願いします。

一丸医療政策課長 委員会資料の6ページを御覧ください。

第7次大分県医療計画の中間見直しについて御説明します。

お手元に本文をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

初めに、資料の上、計画の中間見直しに関する基本的事項の(2)にあるとおり、本計画の計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間ですが、3年目にあたる令和2年度に中間見直しを行うものです。

次に、資料の中ほど、2の主な取組ですが、前回の委員会でも御説明したとおり、上のがん医療をはじめとする5疾病、そして、その下の

小児医療などの5事業及び在宅医療についてそれぞれ見直しを行い、令和5年度までの施策等を記載しています。

次に、パブリックコメントの状況ですが、左下の枠のとおり、本年1月15日から2月15日にかけて、県民から意見を募集しました。提出された意見は3件で、反映状況は脳卒中等の回復期の取組等3件です。

なお、その隣、右下に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症への対策については、現在、国において新興感染症等の感染拡大時における医療を次の第8次医療計画に追加するため、医療法改正が検討されています。

お手元に配付している計画本文については、今後、公表する予定です。

黒田高齢者福祉課長 委員会資料の7ページをお開きください。

おおいた高齢者いきいきプラン（第8期）について御説明します。

引き続き、説明は委員会資料で行います。

初めに、総論の1計画の策定趣旨等についてですが、本計画は、本県の高齢者福祉施策の基本指針となるものであり、老人福祉法に基づく老人福祉計画であるとともに、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画としての性格を併せ持つものです。計画期間については、令和3年度から5年度までの3年間です。

次に、各論の内容についてですが、前回の委員会でも御説明したとおり、全5章で構成しています。

第1章から順に、高齢者の生きがいづくりをはじめ、健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの推進、介護サービスの充実、認知症施策の推進等に取り組んでいきます。

次に、右下、パブリックコメントの状況ですが、本年1月18日から2月17日にかけて、県民から意見を募集しました。提出された意見は2件で、反映状況は、意見の趣旨・内容を計画へ反映したものが1件、計画の推進に当たり留意すべきものとしたものが1件です。

お手元に配付している計画については、今後、公表する予定です。

河野こども・家庭支援課長 委員会資料の8ページを御覧ください。

大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画について御説明します。

引き続き、説明は委員会資料で行います。

初めに、計画策定の背景と趣旨にあるとおり、現行の大分県子どもの貧困対策推進計画及び大分県ひとり親家庭等自立促進計画（第三次計画）の二つの計画は、取組内容等で重複するものが多いことから、今回、効果的に取組を進めるため計画を一本化して見直すものです。計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年間です。

次に、計画の内容については、前回の委員会でも御説明したとおり、第4章及び第5章で、子どもやひとり親家庭を取り巻く現状と課題を整理した上で、右側、第9章具体的な取組にあるとおり、教育の支援や生活の安定に資するための支援など、四つの柱を立てて、取組を進めます。

次に、パブリックコメントの状況ですが、右下の枠のとおり、本年1月19日から2月18日にかけて、県民から意見を募集しました。提出された意見は9件で、反映状況は記載のとおりです。

お手元に配付している計画本文については、今後、公表する予定です。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 おおいた高齢者いきいきプランに関連してですが、大分県としても介護の人材確保のために国に働きかけたり、いろんな努力をしていると思います。新聞で見ましたが、例えば、介護事業所の夜勤の人数が、いろんな機器を使うことによって少なくともいいように変わりますか。その辺が分かりましたら教えてください。

黒田高齢者福祉課長 御指摘の部分については、来年度からの国の報酬改定の議論の中で決まったものと認識しており、具体的には、人員基準のところ、施設において見守り機器等を導入した場合における夜間の人員配置の緩和が事項

の中に一つあります。

例えば、特別養護老人ホーム等における見守り機器を導入した場合の夜勤職員加算配置について、導入割合によって緩和を行うとか、また、インカム等のICTを使用した場合や安全対策の確保や職員の負担軽減等を実施している場合を要件にして、例えば、夜間の配置基準を0.9人から0.6人に緩和するとか、そういった人員配置の緩和等の措置が今年4月1日から行われる予定です。

具体的な資料については、また後ほど委員にお渡ししたいと思います。

猿渡委員 いろんな機器の導入とかIT活用とか、そういうのは人員を減らしていいためにやっているのじゃないかと思っています。働く人が今でも大変で、その負担を軽くするという意味合いだと私は思ってきましたが、そういう機器を導入したから人数が少なくていいよというのは、人員配置がますますできにくくなる。それでは働くのは無理だ、大変だという人が増えてしまうことになって、ますます人員確保が厳しくなるということに危惧します。国のそういう方向はちょっとおかしいのじゃないかと思っています。その辺やはり国に向けて声を上げていくことが必要じゃないかと思っていますが、どうでしょうか。

黒田高齢者福祉課長 さきほど少し説明したとおり、今回、こういった新たな人員配置の緩和が設けられるにあたり、もちろん安全体制の確保とか職員の業務負担軽減、そういったところを要件にされると認識しています。

確かに委員が御指摘のとおり、そういった機器が入り人が少なくていいのであれば、もっと人がいなくなるんじゃないかといった御指摘もあるかと思いますが、ただ、人口減少が進む中でなかなか人材を確保するのが難しい。やはりいろんなところで業務の効率化という視点も非常に重要と考えています。

そういった中で、ロボットとか、見守り機器の導入が現場の負担軽減につながることは、これまでの議論の中でも見られているので、それを踏まえての今回の改正と認識しています。

もちろん、人材確保の取組は県としても重要だと考えているので、新規人材の参入促進に引き続き、力を入れていきたいと思っていますが、現状の全体の方向性としてはそうなのかなと感じています。

猿渡委員 私は今の人員体制の基準が変わらない中、いろんな機器を導入していく分には働きやすくなると思いますが、だからといって減らしていいよ、人が少なくていいよというのは違うと。そこは人に代わるものではないと思っています。私の意見ですし、要望しておきます。

河野委員 1点伺います。

ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画のパブリックコメントの中に、今後留意すべきものとして、ひとり親の定義の見直しという記入があります。この計画書の1ページの一番下に、ひとり親家庭とはという定義があります。母子家庭及び父子家庭、ひとり親家庭等は母子家庭及び父子家庭並びに寡婦となっていますが、これをどのように見直した方がいいという意見が出たか、教えてください。

河野こども・家庭支援課長 ひとり親の定義についてのパブリックコメントの意見についてお答えします。

このパブリックコメントでいただいた内容は、戸籍の枠組みにとらわれず、実態に即した支給とかを検討してほしいというような内容でした。具体的には、例えば、遺棄された状態であれば手当が出るところが、戸籍上、婚姻関係が継続しているということで、その遺棄された状態をなかなか証明するのが難しいとか、そういったところで、ひとり親家庭のこういう定義という形でくりましたが、意見の内容はそのようなものでした。

これについては、特にいろいろな手当の支給とかに関する部分は国の法律等に基づいて県も実施しているので、県独自でということとはなかなか難しく、この実態に即した給付の要件等については、国に今後も要望していくことを考えています。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、⑤から⑦について、説明をお願いします。

藤丸障害福祉課長 委員会資料の9ページをお開きください。

大分県障がい福祉計画（第6期）・大分県障がい児福祉計画（第2期）について御説明します。

引き続き、説明は委員会資料で行います。

最初に、左上の計画の趣旨等にあるとおり、この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい者施策を総合的に進めるため、障害福祉サービスの提供体制の確保等を図るための計画です。計画期間は令和3年度から5年度までの3年間です。

次に、重点的に取り組む施策については、第3章及び第4章の中で、左側から障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進や障がい者の就労支援、そして右側に記載のとおり、障がいのある子どもに対する成長段階に応じた切れ目のない支援などを掲げています。

次に、パブリックコメントの状況ですが、右下の枠のとおり、本年1月8日から2月7日にかけて、県民からの意見を募集しました。提出された意見は12件で、具体的には、例えば、在宅の重度障がい者の訪問介護を行うヘルパーの人材確保・育成を計画に記載し、実現を図るべきだといった意見などをいただき、9件を計画に反映しました。

お手元に配付している計画本文については、今後公表する予定です。

続いて、委員会資料の10ページを御覧ください。

大分県ギャンブル等依存症対策推進計画について御説明します。

この計画は、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく県計画であり、計画期間は3年間です。本計画の基本的な考え方ですが、左下、第3章の1基本理念に記載しているとおり、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた対策や必要な支援を講じるとともに、多重

債務や貧困、自殺等の幅広い関連問題に関する施策との有機的な連携を図ることで、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進します。

次に、パブリックコメントの状況ですが、本年1月13日から2月12日までの間に、8件の御意見を頂き、既に記載済み等の3件を除いた5件について、計画の取組に反映します。

お手元の計画本文は、今後公表する予定です。

木内国保医療課長 最後に、委員会資料の11ページをお開きください。

大分県国民健康保険運営方針の見直しについて御説明します。

本方針は、国民健康保険事業における県内の統一的な運営方針を定めているものです。対象期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間ですが、昨年、国が運営方針の策定要領を改訂したことに伴い、今回、見直しを行ったものです。

次に、見直しの内容についてですが、アンダーラインの箇所のとおり、大きく4点ほどあります。

まず一つ目は、4（5）将来的な保険税率について、二つ目は、5（4）決算剰余金の活用について、三つ目は、6（2）赤字の解消について、そして四つ目は、右側の第5章の4の健康寿命の延伸・医療費適正化に向けた取組及び6の保健医療福祉サービス等に関する施策との連携についてです。

パブリックコメント等の状況ですが、昨年12月から1月にかけて県民意見を募集するとともに、国民健康保険法に基づく市町村への意見照会もあわせて行いましたが、いずれも意見はありませんでした。

お手元に配付している本文については、今後、公表する予定です。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 国民健康保険の関係ですが、将来的な保険税率の統一がここに入っていますが、統一されたら県議会で決まりますか。

木内国保医療課長 統一した後の金額をどうい

うふうに規定するかというところも、これからまた市町村と話し合っていくところですが、あくまで保険税は市町村税ですので、最終的な決定は市町村長が行うこととなります。

猿渡委員 ただ、それぞれの国保会計の運営の中身だとか状況が違うので、統一と言ってもなかなか難しいし、値上げになるところが多くなるかと思いますが、その辺はどうですか。

木内国保医療課長 確かに委員が言われるとおり、今、各市町村で保険税率も違うし、基金の状況とかも違うので、そこは性急に統一することではなく、国もあくまで市町村と将来に向けて議論をしていくことがまず大事と示しているのです、県も来年度から市町村とどういう形が一番みんなに納得してもらえるかということを中心に丁寧に議論していきたいと考えています。

猿渡委員 私は統一すべきではないと考えているということを申し上げて、終わります。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方はいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

最後に生活環境部関係の採決を行います。

第26号議案食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例等の一部改正について、合い議先の文教警察委員会から回答があったので、これより採決します。

文教警察委員会に合い議をした結果は、原案のとおり可決すべきです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

予定していた案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

猿渡委員 予算特別委員会で長時間勤務についての答弁があり、コロナの関係で最高に長い長時間勤務が156時間ということで、資料もい

ただきました。福祉保健部がやはり令和2年度、長時間勤務の人が非常に多く、しかも、本庁が地方機関よりも多いですね。本庁が25.4時間、地方機関が15.5時間となっており、保健所は定数が13人増えるということで大変ありがたいと思っていますが、やはり本庁も増やさないと大変だと思いますが、その辺は今度4月からの異動で増えたのでしょうか。

幸福祉保健企画課長 ちょっと詳細な定数というのは承知していませんが、今、言われた本庁が多いというのは、今年度は令和2年の豪雨災害の対応、あとは鳥インフルエンザがありました。確かに地方機関においては、保健所以外の地方機関があり、そういったものの全体の分とお考えいただければよろしいかと思います。

本庁については、感染症対策課に加え、医療病床の確保とか、感染症対策の方向性を決める本部会議等がありました。こういった諸事情があり、本庁が全体としては多くなっている状況にあります。

猿渡委員 やはり皆さんが本当に今年大変な御苦勞をされたと思いますが、健康に働き続けることが県民にとって非常に重要だと思っているので、そういう体制をしっかりと組んでいただくよう要望しておきます。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別にないようですので、これをもって福祉保健部関係の審査を終わりますが、ここで、私からお礼を申し上げます。

〔井上委員長挨拶〕

〔廣瀬福祉保健部長挨拶〕

井上委員長 ありがとうございます。

せっかくですので、今年度末で御勇退される皆さま、さきほど廣瀬福祉保健部長から御挨拶をいただいたので、そのほかの皆さまから、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

〔退職予定者挨拶〕

井上委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

井上委員長 この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別のないようですが、本日の委員会が、このメンバーによる最後の委員会ですので、一言御挨拶申し上げます。

〔井上委員長挨拶〕

井上委員長 これをもって、福祉保健生活環境委員会を終わります。

1年間、大変お疲れさまでした。